



Title	沖縄返還とキャラウェイ高等弁務官の「強権的」統治 ー何が問題だったのかー
Author(s)	真栄城, 拓也
Citation	大阪大学, 2021, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85320
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

沖縄返還とキャラウェイ高等弁務官の「強権的」統治

——何が問題だったのか——

大阪大学大学院法学研究科博士後期課程三年

真栄城 拓也

沖縄返還とキャラウェイ高等弁務官の「強権的」統治——何が問題だったのか——

はじめに

第一章 キャラウェイ高等弁務官の着任

第二章 「強権的」統治への道

第三章 キャラウェイ統治と沖縄

第四章 「二・一決議」とアメリカ

おわりに

補論 沖縄返還研究の動向——クラブ論文を手がかりに——

【略語一覧】

- DA : Department of the Army (アメリカ陸軍省)
- FRUS : Foreign Relations of the United States (アメリカ外交文書史料集)
- HICOMRY: High Commissioner of the Ryukyu Islands (琉球列島高等弁務官)
- ICBM: Intercontinental Ballistic Missile (大陸間弾道ミサイル)
- IWLGC: Interview with Lieutenant General Caraway (キャラウェイ中將の口述記録)
- NSC : National Security Council (国家安全保障会議)
- NSDM : National Security Decision Memoranda (国家安全保障決定覚書)
- NSSM: National Security Study Memoranda (国家安全保障研究覚書)
- DCSOPS: Deputy Chief of Staff for Military Operations (陸軍参謀本部作戦部長)
- OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)
- OPA : Okinawa Prefectural Archives (沖縄県公文書館)
- RYIS : Ryukyu Islands(琉球列島)
- USAHEC: U.S. Army Heritage and Education Center (アメリカ陸軍遺産教育センター)
- USCAR : United States of Civil Administration of the Ryukyu Islands (米国民政府)

はじめに

沖繩返還は戦後二〇年の節目となる一九六五年に大きく動き出した。この年、佐藤栄作首相は現職総理として戦後初めて沖繩を訪れ、「沖繩の祖国復帰が実現しない限り、我が国にとって『戦後』が終わっていない」と演説した¹。同年に、アメリカ政府はライシャワー（Edwin O'Fallon Reischauer）駐日大使から沖繩政策の見直しの進言を受け、沖繩返還の検討を進めていくこととなる²。一九六五年にアメリカ政府が沖繩返還の検討に向かった背景には、この年までに高まっていたアメリカによる沖繩統治に対する沖繩住民の激しい反発があった、とされている³。

沖繩住民は終戦から沖繩返還の年である一九七二年に至るまで、アメリカ軍の支配下にあった。アメリカ軍は沖繩戦に伴い、一九四五年四月に占領統治を担う軍政府を設置、その後、一九五〇年一二月にアメリカ極東軍司令官がトップを兼任する米国民政府（United States of Civil Administration of the Ryukyu Islands）を設立した。アメリカ軍再編に伴い、一九五七年からは琉球列島高等弁務官（High Commissioner of the Ryukyu Islands。以下、高等弁務官）が沖繩を統治するようになったが、高等弁務官は沖繩のアメリカ軍司令官が兼務したため、軍による統治の実態に変わりはない。高等弁務官は軍司令官としての権限に加え、沖繩の立法、行政、司法の三権を一身に集め、「沖繩の帝王」として君臨したのである⁴。沖繩住民には一定の自治が認められていたが、高等弁務官は必要とあればいつでも沖繩の自治に介入することができた。とくに、一九六一年二月から一九六四年七月まで沖繩に君臨したポール・W・

キャラウェイ (Paul Wyatt Caraway) 第三代高等弁務官は、その強大な権力を遺憾なく行使したことから、「帝王の帝王」として沖縄住民のあいだで記憶されている⁶⁾。沖縄住民がアメリカ統治下で自治の拡大を願うなか、沖縄における「自治は神話であり、存在しない」と言つてのけたキャラウェイの演説は「自治神話」説として知られる⁶⁾。

歴代高等弁務官の統治を論じた大田昌秀氏は、キャラウェイ統治を「強権政治」と断じ、キャラウェイが沖縄住民の自治権拡大への願望を理解できなかったことが、沖縄住民の不満を燃え広げさせたとする⁷⁾。河野康子氏も、キャラウェイ統治による沖縄社会の混乱は、一九五六年の大規模な反米抗議運動である「島ぐるみ闘争」以上に深刻な事態を招いたと論じた⁸⁾。こうしたキャラウェイの統治像は近年の研究でも引き継がれており、中島琢磨氏も、キャラウェイによる一連の強圧的政策は、沖縄住民の自治闘争を巻き起こしたとしている⁹⁾。

宮里政玄氏は、キャラウェイが政治的に賢明であれば、沖縄返還を先延ばしにできたかもしれない、とさえず述べている。アメリカは当時、日米安保条約の更新を一九七〇年に控え、その更新時に安保騒動のような騒乱の再発が懸念される「一九七〇年問題」を避けるため、良好な日米関係の維持に苦心していた。そうしたなか、キャラウェイ統治への沖縄住民の反発は、ベトナム戦争の激化で悪化していた日本人の反米感情に飛び火しかねなかった。宮里氏は、こうした懸念からアメリカ政府内で沖縄返還が検討課題として浮上することとなったとし、その意味で「皮肉なことに復帰に最も貢献したのは、外ならぬキャラウェイ高等弁務官だった」と結論付けている¹⁰⁾。

だが、キャラウェイの「強権的」統治が沖縄住民の激しい反発を招いたとする通説に対して、その統治を積極的に評価する見解も存在する。たとえば、琉球政府の高官だった外間完和は、キャラウェイの統治は善政と評価すべきものであったという¹¹⁾。外間は「キャラウェイ旋風」があったからこそ、沖縄の金融機関から汚職を一掃するこ

とができたとして、キャラウェイの誠意や正義感を称賛するのである⁵²。また、沖縄で製鉄業を興し、県内製造業界の重鎮となった古波津清昇によれば、キャラウェイの産業振興策は高く評価されるべきであり、キャラウェイは「私たち生産業者からは神様みたいな存在だった⁵³」。強圧的とされてきたキャラウェイの政治的手腕についても別の見解があり、我部政明氏は、キャラウェイが沖縄での核兵器配備に際し、住民の反発を最小限に抑えようとしながら進めていたと指摘している⁵⁴。これらの指摘を踏まえれば、政治的感覚に欠けたキャラウェイの統治が沖縄住民の激しい反発を招き、その結果、アメリカ政府が沖縄返還を検討することになったとする従来の見解には、再考の余地があるように思われる。

実は、キャラウェイの強権性を指摘した大田氏も、キャラウェイは着任当初、沖縄住民の自治権拡大や日本との関係に前向きな態度を示していたことを紹介し、二年目以降のキャラウェイの変貌には「興味深いものがある⁵⁵」と述べている。たしかに、キャラウェイは着任当初、沖縄で日の丸掲揚を積極的に認めようとするなど、日本本土や沖縄の世論に配慮し、穏健な統治を展開していた。キャラウェイの「強権的」統治は着任当初からの一貫した路線ではなかったのである。

では、なぜキャラウェイは「強権的」統治に踏み出していったのか。その疑問を解くカギは、同じ時期の一九六二年二月一日、沖縄の立法院が採択した「二・一決議」（正式名称、「施政権返還に関する要請決議」）にある。この決議は、日米両国のみならず全ての国連加盟国に宛てたもので、国連総会が採択した「植民地独立付与宣言」を引用しながら、アメリカの沖縄統治を植民地主義と批判していた⁵⁶。この決議が出される頃までに、アフリカやアジアの多くの旧植民地諸国が国連加盟を果たし、国際社会では反植民地感情が高まっていた⁵⁷。「二・一決議」のような決議に接すれば、国際社会からの植民地主義批判をかわすため、沖縄の統治に責任を負う高等弁務官とし

て統治をより穏健なものにしたとしてもおかしくなかったかもしれない。だが、キャラウェイはむしろ、この決議以降、それまでの穏健路線を放棄し、「強権的」統治を展開するようになるのである。

「二・一決議」について、河野氏は「従来の研究の中で必ずしも正面から注目され、取り上げられてこなかった」と研究史上の空白を指摘する。そのうえで、「二・一決議」が沖縄と植民地問題を結び付け、一九六二年三月に打ち出された沖縄政策である「ケネディ新政策」の形成に影響を及ぼしたことから、同決議に対する本格的な議論の必要性を説いている²⁸。

本稿はこうした河野氏の問題意識を共有しながら、キャラウェイの「強権的」統治を再考する。「二・一決議」をきっかけにキャラウェイが「強権的」統治へ踏み出していった理由や、「強権的」統治への沖縄住民の反応を分析する。この分析は、キャラウェイの「強権的」統治の実像を明確にするだけでなく、従来、沖縄住民との関係から批判されてきた「強権的」統治の問題を、国際社会で進展していた脱植民地化の文脈から見直すことを可能にする。沖縄が植民地問題と結びつくことへのアメリカ政府の懸念が、「ケネディ新政策」の形成にとどまらず、沖縄返還の検討に向かう過程においても重要な要因になっていたことが、この分析を通じて明らかになるだろう。

本稿の構成は以下のとおりである。第一章では、キャラウェイの生い立ちから高等弁務官に着任するまでの陸軍における勤務経験を振り返り、キャラウェイが沖縄統治に臨む際に、どのような考えを持っていたのかを検討する。第二章では、キャラウェイが穏健な統治から「強権的」統治へ至った理由を分析する。第三章では、キャラウェイの「強権的」統治がいかなるものであったかを再検討し、その統治に対する沖縄住民の反発がいかにどのようなものであったかをあらためて検討する。第四章では、「二・一決議」がアメリカの沖縄政策に与えた影響を分析し、この決議やキャラウェイ統治が沖縄返還に持つ意義について考察する。

なお本稿では、キャラウェイの沖縄統治に関する既存研究に加え、沖縄県公文書館に所蔵されている沖縄統治関連文書とスタンフォード大学及び陸軍戦争大学に所蔵されている「キャラウェイ文書」を主に利用した。また、沖縄住民のキャラウェイ統治への反応を検討するために、沖縄の地元紙である琉球新報と沖縄タイムスも参照している。

第一章 キャラウェイ高等弁務官の着任

キャラウェイは、一九〇五年一月二三日、ジョンスボローというアーカンソー州の田舎町で生まれた¹⁹。キャラウェイの両親は州の有力政治家であり、アメリカ連邦議会の上院議員（民主党）を務めた。父のサディウス（Thaddeus Horatius Caraway）は下院議員時代も含めると二〇年にわたり議員を務め、サディウスの死後、議席を継承した母のハッティ（Hattie Wyatt Caraway）も一〇年以上議員を務めていた²⁰。キャラウェイは両親の職業柄、政治に関心を抱きながら青少年期を過ごしたようである。キャラウェイはまた幼少期から軍事にも関心を示し、軍事史を読むことや銃を趣味としていた。高校は名門私立校であるスタウトン軍事学校（Stanton Military Academy）に通い、その後陸軍士官学校に入学、一九二九年に卒業した²¹。

「自分はいかなる仕事においても一二〇パーセントの完璧さを望む²²」と公言し、平日一四時間も働くキャラウェイの勤勉さは、キャラウェイの「強権的」統治をもたらした要因の一つとして取り上げられる²³。こうしたキャラ

ラウエイの性格は、父サデイウスが幼少期に捨て子となりながら苦学を重ね、法律家となり連邦議会議員となった努力の人だったこととは無関係ではないだろう⁵²。キャラウェイ自身、自らの性格について正しいと思ったことは「一インチも譲らない」父親の影響があったと回想する⁵³。しかし、キャラウェイは青少年期から断固たる信念を持った努力家だったというわけではなかった。

キャラウェイ自身が振り返るように、キャラウェイは青少年期、将来に悩む「典型的なアメリカの少年」だった⁵⁴。父の影響でキャラウェイも弁護士を目指すも、当時、法曹界で必須とされたラテン語の学習は思うように進まなかった。ラテン語学習に見切りをつけ、キャラウェイはスタウトン軍事学校に入学するも、寮生活になじむことができず、満足のいく学生生活を送ることができなかった。スタウトン軍事学校を一年で退学し、船員としてアルバイトをしたり、ヨーロッパへの長旅に出かけたりしたのは、自分探しの側面もあったように思われる。それでもキャラウェイは未だに「多くの若者と同様、私は何をしたいのか分からなかった⁵⁵」。

息子の将来を案じた父サデイウスは、陸軍士官学校への進学をキャラウェイに勧めた。キャラウェイは未だに法曹の道を諦めきれなかった。だが、普段は強引な父が、陸軍士官学校の進学を穏やかに勧める様子にただならぬ気配を感じたキャラウェイはついに覚悟を決めた。キャラウェイの陸軍のキャリアはこうして始まることとなったのである⁵⁶。

父サデイウスは息子に陸軍士官学校の入学を勧めたものの、息子のこれまでの学業成績からその卒業を心配していた。実際、キャラウェイの陸軍士官学校の成績は優れたものであったとは言い難い。数学が苦手で、簿記科目に関しては最下位の成績だったとキャラウェイは自嘲する⁵⁷。だが、スタウトン軍事学校での軍事教練の経験がここで活かされ、多くの退学者を生み出す士官学校の軍事教練科目を無事乗り切ることができた⁵⁸。約四〇〇人の入

学者のうち、およそ一〇〇人が退学する厳しい士官学校生活を経て、キャラウェイは「義務・名誉・国家」というアメリカ陸軍士官の信条を自らのものにする事ができた³²と回想する³³。キャラウェイは士官学校での経験から「典型的なアメリカの少年」から大きく成長したように思われる。

士官学校を卒業後、キャラウェイは法曹の道へ再び挑戦する。ワシントンで軍務につきながら、アメリカの名門大学であるジョージタウン大学ロースクールで学び、好成績で弁護士資格を取得した。キャラウェイはやはり父への憧れから法曹界を目指すことも一時考えたが、結局、自らを陸軍に捧げることを決意する³⁴。キャラウェイは以後、陸軍で法学の知識を買われ、士官学校で法学担当の講師といった役職を歴任していった。

キャラウェイの陸軍での法務キャリアを一変させたのが、第二次世界大戦へのアメリカの参戦だった。アメリカ政府が戦時動員を進めるなか、陸軍士官学校で法学講師を務めていたキャラウェイも、陸軍部隊の参謀を養成するための教育機関である指揮幕僚大学（Command and General Staff College）で再教育を受ける。そこで作戦部門の課程を修了し、キャラウェイは中佐に昇進、一九四二年三月に陸軍省参謀本部に新設された作戦部（Operations Division）の戦略・計画班（Strategy & Policy Group）に配属されることとなる。

作戦部は、マーシャル（George Catlett Marshall, Jr.）陸軍参謀総長が、既存の組織体制では第二次世界大戦を乗り切れないと判断し、参謀本部を再編し、設立した部門である³⁵。マーシャルは自身の側近であるアイゼンハワー（Dwight David Eisenhower. 後に、第三四代アメリカ合衆国大統領）を初代作戦部部长に据え、参謀総長の名の下に、戦略や戦術、そして作戦に関する命令を発出する権限を作戦部に与えた³⁶。特に、キャラウェイが着任した作戦部の戦略・計画班は、アイゼンハワー曰く、連合国やアメリカ海軍との調整組織であり、戦略の計画をはじめとした「極めて重要な責務」を担う部署だった³⁷。

キャラウェイは戦略・計画班で、戦略家としての頭角を現していく。戦略・計画班は一〇人前後の人員で、ヨーロッパ、アフリカ、太平洋戦線における戦略を、刻々と変化する戦況に応じて、計画立案しなければならなかった。限られた人員のため、職務に耐えられないと見なされた人物はすぐに交代させられた[※]。キャラウェイはこの部署で約二年半勤務し、その間に大佐に昇進している。この部署のチーフで、その後、連合国軍参謀長として中国戦線に派遣されたウエデマイヤー（Albert Coady Wedemeyer）将軍はキャラウェイの戦争計画立案の能力を高く評価し、キャラウェイを中国へ呼び寄せてもいた[※]。

キャラウェイは、中国戦線での勤務時代をウエデマイヤーとその前任者であるスティルウェル（Joseph Warren Stilwell）を対比させ、アメリカ軍と受入国との関係について印象深い回想を残している。キャラウェイによればスティルウェルは、弱体な中華民国軍や蒋介石を軽蔑し、中華民国軍を支援することに否定的だった[※]。スティルウェルはアメリカ陸軍の一個軍団さえあれば、日本軍を降伏させることができるとさえ豪語していたという[※]。ウエデマイヤーはスティルウェルとは対照的に、蒋介石と信頼関係を築き中華民国軍を訓練することで中国軍自らが日本軍と戦えるようにしようとした。中国戦域における連合国軍総司令官でもあった蒋介石はスティルウェルに不信感を抱き彼を解任したが、ウエデマイヤーに対しては総司令官としての権限を振りかざすことはなかった。キャラウェイが見る限り、蒋介石は常に正直で礼儀正しく、アメリカの要求にできる限り応えようとしており、一度もウエデマイヤーとの約束を破ったことはなかった[※]。

キャラウェイは沖縄で高等弁務官に着任してすぐに「西洋、東洋を問わず、どの国民も同じで誠意ある態度に対しては誠意をもって反応するはずである」と沖縄の指導者らに述べたことがある[※]。このキャラウェイの発言は、人種や文化を超えて築かれたウエデマイヤーと蒋介石の信頼関係が念頭にあったのかもしれない。

ウエデマイヤーの退役後、キャラウェイは、ウエデマイヤーの中国戦線での活躍を支えた戦略家として知られるようになる⁵⁴。一九五三年四月から一九五五年五月まで、キャラウェイはウエデマイヤーも着任した役職である陸軍の軍事計画を策定する計画局局长に着任していた。キャラウェイの戦争計画作成の手腕は、のちにアメリカ軍人トップの統合参謀本部議長に就任するレムニッツァー（Lyman Louis Lemnitzer）にも一目置かれる⁵⁵。レムニッツァーは極東軍司令官として東京に赴任する際にキャラウェイを陸軍省から引き抜き、極東軍指揮下で韓国に展開する、かつてレムニッツァー自身も就いたことがある第七歩兵師団の司令官にキャラウェイを据えた⁵⁶。韓国勤務後の一九五六年四月、キャラウェイは、レムニッツァー率いる極東軍司令部で作戦や訓練を担当する参謀部部长に着任することになる⁵⁷。

キャラウェイが赴任した一九五〇年代半ばの日本では、アメリカ軍の基地拡張や兵士による犯罪により、国民の反基地感情が高まっていた⁵⁸。一九五六年一月、立川飛行場の拡張工事をめぐる反基地運動で、警官隊とデモ隊が数千単位で衝突し双方合わせて千人以上の負傷者を出していた。立川の他に横田など五カ所の基地拡張計画があったが、激しい抗議運動のために横田を除く四ヶ所の土地接收は失敗に終わっていた。翌年一月には、アメリカ軍兵士のウィリアム・S・ジラード（William S. Girard）が薬莖拾いをしていた女性を射殺する事件（ジラード事件）が発生した。この事件では、ジラードが被害者を呼び寄せ、至近距離から撃ったという悪質さから日本国内の世論を激高させていた⁵⁹。日本人の反米感情の深刻さは、極東軍再編によって日本本土から地上兵力を撤退させることが差し迫った課題である、アメリカ政府に認識させるほどだった⁶⁰。

地上兵力の撤退は日本国内の反米感情を和らげる目的で行われたが、在日アメリカ軍の縮小を伴うものであったため必然的に基地で働く日本人労働者の大量解雇をもたらす⁶¹。そのため、このとき基地で働く日本人労働者の労

働管理にも携わっていたキャラウェイは、大量解雇に伴って頻発したストライキに悩まされていた²³。キャラウェイはまた在日米軍の広報部門も監督しており、日本人向けの小冊子や雑誌編集も取り仕切っていた²⁴。極東軍再編後の在日アメリカ軍で参謀長の重職も歴任したキャラウェイは、日本国内の反基地・反米感情には敏感にならざるを得なかった。キャラウェイにとって日本での任務は「まさに、心理戦（psychological warfare）だった²⁵」。また、日本勤務を終えた後に参加したある研究会において、過度な敵意にさらされた基地は機能しない、とも述べている²⁶。キャラウェイは日本での勤務を通じて、アメリカ軍の海外展開が引き起こす現地との摩擦の深刻さを身をもって知るようになった。

キャラウェイが東京で勤務していたころ、沖縄ではアメリカ軍の土地収用をきっかけにした「島ぐるみ闘争」が発生していた。一九五六年六月に始まった「島ぐるみ闘争」では、沖縄の各市町村で一斉に住民大会が開催され、その動員数はおよそ二〇万人を数えたという。当時の沖縄の人口が八二万人だったことを踏まえれば、その規模の大きさがうかがえる。沖縄の琉球政府首脳部、立法院議員、市町村長らは辞表を取りまとめ、アメリカ軍の土地収用方針に見直しがなければ総辞職するとアメリカ現地当局に迫っていた²⁷。キャラウェイは、自身の上官であり、沖縄統治の責任者でもあったレムニツァーが「島ぐるみ闘争」に悪戦苦闘する姿を目の当たりにした。キャラウェイによれば、沖縄住民の抵抗運動は、「皆が沖縄の土地問題への魔法の解決策を期待している」と述べるほど激しいものだったという²⁸。

こうした抗議運動の流れをさらに勢いづけ、アメリカ政府に小さくないショックを与えたのが、一九五八年一月の那覇市長選挙の結果だった。この選挙で当選した民主主義擁護連絡協議会（以下、民連）の兼次佐一が、前年一月に米国民政府の意向で追放された瀬長亀次郎前市長を支持する候補だったからである²⁹。瀬長が一九五六年一

二月の選挙で保守分裂のなか漁夫の利を得た形で当選したのに対し、兼次は一本化された保守系候補に勝利していた。兼次の当選は、沖縄住民の反米感情の強さをはっきりと示していた²¹。

アメリカ政府は「赤い市長」と呼ばれた瀬長に続き、その後継者が沖縄の中心地である那覇の市長に選ばれたことに危機感をつのらせた²²。アメリカ政府はこの時、沖縄に散在する基地を一カ所か二カ所に集結させ残った部分を日本へ返還するという「飛び地返還」案まで検討することとなる²³。

アメリカ政府は、沖縄統治の基本的立場として「ブルースカイ・ポジション」と呼ばれる見解を表明していた。「ブルースカイ・ポジション」とは、極東の脅威と緊張を黒雲にたとえ、極東の黒雲が消え、青空が広がるまで沖縄を保有するという、アメリカ政府の公式見解である。「ブルースカイ・ポジション」は一九五三年に実現した奄美返還に際して公表され、以後、日米共同声明等で繰り返し述べられていた²⁴。しかし、兼次の那覇市長当選をみたアメリカ政府は「飛び地返還」案という沖縄返還案を検討していたのである。アメリカ政府は、イギリスやフランスが植民地現地で住民の反発に苦しめられていたことの教訓から、沖縄住民に寛大かつ理解ある譲歩を行うことが将来のトラブル回避のために必要と考えていた²⁵。

「飛び地返還」案が検討されるなか、アメリカの沖縄統治を揺るがした「島ぐるみ闘争」はアメリカ政府の財政措置によって収束に向かっていく。瀬長の後継者と見られた兼次も、当選後には瀬長と対立するようになり那覇市の復興のために米国民政府に対し協力姿勢を見せるようになっていた²⁶。「飛び地返還」案自体も、基地をまとめるために莫大な予算を要することや、基地が一カ所に集中することで敵の攻撃に脆弱になることといった財政的・軍事的理由から立ち消えとなる²⁷。また、アメリカ軍部の報告書によれば、「飛び地返還」案を実現するためには一〇万人規模の住民を立ち退かせ、新たに土地を確保しなければならなかった²⁸。アメリカ政府が土地収用をきつ

かけにした「島ぐるみ闘争」に手を焼いていたことを想起すれば、新たに大規模な土地収用が必要になる「飛び地返還」案には最初から無理があったように思われる⁸⁹⁾。

「島ぐるみ闘争」終結後、一九六〇年五月に開催された国家安全保障会議（National Security Council）では「ブルースカイ・ポジション」への回帰が確認された。この時に策定された対日政策文書（NSC六〇〇八／一）には、「極東における共産主義の脅威」を理由に、アメリカは沖縄統治を継続すると述べられている。また、この対日政策文書は沖縄統治について、「現在は主要な問題は存在しない」としていた⁹⁰⁾。先行研究も、「島ぐるみ闘争」後の沖縄には政治問題らしいものは存在しなかったとする⁹¹⁾。「島ぐるみ闘争」を解決したことはアメリカに沖縄統治への自信を深めさせることになった。「島ぐるみ闘争」の激しさを日本で観察していたキャラウェイは、一九六一年二月の高等弁務官着任当時のアメリカ政府内の楽観的な雰囲気以下のように回想する。

「沖縄はズボンの左後ろのポケットの中にあるようなものだった。誰も沖縄に関心を払わなかった。なぜなら沖縄は何の問題も起こしていなかったからだ⁹²⁾」。

沖縄現地に一定の安定が戻ってきたとはいえ、「島ぐるみ闘争」がアメリカの沖縄統治を揺るがしたことは、沖縄統治において住民との摩擦をどのようにして最小限に抑えるのかという課題をアメリカ政府に残すことになった⁹³⁾。

この課題に向き合う人物として、キャラウェイはうってつけの人材だった。これまで見てきたように、キャラウェイは中国や日本での勤務経験から、アメリカ軍の展開先である受入国との信頼関係の大切さや、現地住民との摩擦が基地の有効性を損ねかねないことを学んでいた。そのため、「島ぐるみ闘争」以後のアメリカが抱えた沖縄統治の課題への問題意識をキャラウェイは身につけていたと思われる。沖縄統治の安定のためキャラウェイを高等弁

務官にあてることが自然な人事だった。

第二章 「強権的」統治への道

キャラウェイは一九六一年二月一六日、第三代高等弁務官として沖縄に着任した。キャラウェイはこのとき五五歳で、士官学校時代の同期の多くは陸軍の人事規定により既に退役を迎えていた²³。キャラウェイにとって高等弁務官は自身のキャリアの終着点になるかもしれないが、他方で初代高等弁務官のムーア（James E. Moor）は任期を終えたのち、新たな赴任先で陸軍大将に昇進していた²⁴。高等弁務官の任務がアメリカの沖縄統治にとって重要だったことは言うまでもなく、キャラウェイ個人にとっても高等弁務官の任務は、自身のキャリアを決定する重要な任務だった。キャラウェイが就任式で、高等弁務官の使命を「私のあらゆる経験と能力を傾けて」達成したいと述べたのは、偽らざる本心だったと思われる²⁵。

ここでキャラウェイの統治を見る前に、沖縄の高等弁務官の制度について概観しておきたい。高等弁務官制は、一九五七年六月にアイゼンハワー大統領によって公布された「琉球列島の管理に関する行政命令」（大統領行政命令第一〇七一三号、以下、大統領行政命令）によって導入された。高等弁務官制は、沖縄返還の一九七二年まで五年間続き、その間に六人の陸軍中將が高等弁務官に着任していた²⁶。大統領行政命令は、アメリカの沖縄統治の方針を次のように掲げている。

「民主主義の原理を基礎とし、かつ、健全な財政機構によって維持される効果的かつ責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧の増進のために全力を尽くし、住民の経済的及び文化的向上を絶えず促進しなければならぬ」²⁴。

この方針に従い、高等弁務官は沖縄統治を進めていくものとされた。「島ぐるみ闘争」で沖縄住民の反米的な抗議運動に直面したアメリカは、その統治に住民の支持を取り付けようと、住民の生活向上を統治の方針として打ち出していったのである²⁵。

また、大統領行政命令は高等弁務官の権限として、沖縄の立法、行政、司法の権力を高等弁務官に委ねていた。高等弁務官は、アメリカ統治下で自治を担う琉球政府のトップである行政主席の任命権を持ち、沖縄の立法院が可決した法律案を拒否し、自ら法令を公布することもできた。司法分野においても高等弁務官は、沖縄の裁判所が持つ裁判権を撤回して米国民政府の裁判所に委ねることができ、刑の変更及び恩赦を与える権限もあつた。そのうえ安全保障のために必要と高等弁務官が判断すれば、「琉球列島におけるすべての権限の全部又は一部を自ら行うことができた。また、高等弁務官は軍人として琉球列島陸軍司令官、陸軍第九軍団司令官、太平洋軍琉球列島代表（沖縄に駐留する陸・海・空・海兵隊の調整役）を兼務した。高等弁務官の強大な権限に軍司令官としての権限も加わり、高等弁務官は「沖縄の帝王」と呼ばれるようになっていた²⁶。

しかしながら、キャラウェイは高等弁務官に着任した当初、こうした強大な権限を露骨に行使することはなかった。これまでの海外経験からアメリカによる露骨な力の行使が現地の反発を招き、円滑な統治を妨げることがよく理解していたためである。キャラウェイは沖縄住民との摩擦を避けながら穏健に統治を進めようとしていた。

キャラウェイは沖縄で高等弁務官に就任してすぐに「メース」ミサイル配備問題に直面した。「メース」ミサイ

ルは、二二〇〇キロの射程を持つ核ミサイルで、北京や平壤を射程に収めることから東アジアにおけるアメリカの核抑止を担うことが期待されていた³³。しかし、沖縄住民は沖縄に核兵器が配備されることで沖縄が攻撃の対象になることを恐れ、「メース」を含めた核兵器の配備に反対していた³⁴。

キャラウェイは、沖縄住民をこれ以上刺激しないよう「メース」に関する報道を抑制していた。ところが、「メース」の改良型である「メースB」が沖縄に配備されることがキャラウェイを介することなく、アメリカ空軍により発表されると、沖縄住民の反発は再燃することになる。キャラウェイはこうしたうかつな発表が沖縄住民を不用意に刺激しかねないとし、沖縄で新たに兵器を導入するときには高等弁務官との事前調整が必要である、とアメリカ軍上層部に進言した³⁵。国防長官はキャラウェイの進言を聞き入れ、陸軍長官、海軍長官、空軍長官、統合参謀本部議長にキャラウェイの要求に従うよう命令を出した³⁶。

キャラウェイはまた、「メース」配備問題の処理と並行しながら日本国会議員の沖縄への訪問問題を、駐日大使館と協力しながら処理していた。一九六一年二月にキャラウェイが着任した直後、自民党や社会党が沖縄の政情を調査するために、それぞれ調査団を派遣するという話が新聞報道にあらわれていた³⁷。駐日大使館はそうした話は誇張されたものであり静観するべきであるとキャラウェイに伝えていた。しかし、四月一九日、民主社会党（以下、民社党）が、西尾末広民社党委員長を筆頭とした現地調査団を沖縄に派遣するために、沖縄への渡航申請を提出したと大使館はキャラウェイに通告することになる³⁸。民社党は、安保闘争の運動路線をめぐる対立で、社会党から脱党した人々が結成した政党で、安保闘争後の総選挙で自民、社会両党が議席増であったのに対し、議席を大きく減少させていた³⁹。そのため、党勢を盛り立てるために沖縄問題で自民党および社会党に先んじる必要があったのだらう。民社党の渡航申請を受けて自民党および社会党も民社党の後を追うことは疑いないとし、議員らが沖縄に

大挙して訪れることを駐日大使館もキャラウェイも警戒することとなる⁸⁵。

キャラウェイは当初、議員らの渡航を受け入れるべきではないと考えていたが、かりに全ての政党の申請を拒否するとなれば、直ちに政治問題になるという駐日大使館の見解にも理解を示していた⁸⁶。そこでキャラウェイは、逆に高等弁務官が日本の国会議員を議員団として沖縄に招待するという案を提起した。国会議員団を沖縄に招待したことは前例があり、一九五七年、レムニツァー民政長官（極東軍司令官を兼任）が「島ぐるみ闘争」で日本の与野党が沖縄問題を取り上げていた時に国会議員を招待していた。キャラウェイはかつての上司であるレムニツァーの前例を踏まえ、各政党が自由に沖縄に訪問するよりはこちらから議員団として招待し、スケジュールおよび訪問の条件を調整する方が望ましいと考えた⁸⁷。

キャラウェイにはまた、党派を超えた議員が、同時に沖縄の状況を視察することで本土の沖縄問題に関する議論がより建設的になってほしいという期待もあった⁸⁸。当時、日本本土で沖縄問題は「島ぐるみ闘争」といった大きな事件が起きるたびに散発的に議論されるも、時間の経過とともに沈静化するという傾向があった⁸⁹。「島ぐるみ闘争」が日本本土で取り上げられたのも参議院選挙と結びついていた側面もあり、沖縄問題は日本本土の政局と絡みながら議論されていた⁹⁰。

キャラウェイウエイの提案に駐日大使館も「数多くの長所」があると認め、六月に予定される池田訪米の地ならしになると同意し、国務省もキャラウェイの見解に賛意を示した⁹¹。だが、キャラウェイ率いる琉球列島アメリカ陸軍の上位組織である太平洋軍が、国会議員団の招待に難色を示す。太平洋軍は、国会議員団の招待は「政治的な宥和」に過ぎず、沖縄統治に日本政府の関与を増大させることを認めることになりかねないと警戒した。また、国会議員らが沖縄訪問中に日本への復帰運動やアメリカの沖縄統治に反対するデモなどに参加すれば、反米的な機運が一層

高まるだろうと太平洋軍は指摘した。太平洋軍はむしろ、こうした政党の動きを日本政府が止めるべきであると、日本政府に忠告するよう統合参謀本部に勧告していたのである²⁰。

統合参謀本部は、キャラウェイの提案と太平洋軍の見解を検討し、結果としてキャラウェイの提案を支持した。統合参謀本部は太平洋軍への電報で、そもそも日本の国会議員らによる沖縄訪問を今後とも拒否し続けることは難しいと述べた。そして、事前に日本政府や琉球政府に国会議員らが沖縄で政治活動に参加しないという確約が得られれば太平洋軍が恐れるような事態にはならないだろうと指摘した²¹。「島ぐるみ闘争」の時期に国会議員らが沖縄に訪問した時も国会議員は沖縄での政治活動に参加しないという約束で訪問し、その約束を破ることはなかった。統合参謀本部の支持を得たキャラウェイは、一九六一年六月一二日から一五日の三日間、日本の国会議員たちを「賓客」として沖縄に招くことになった²²。

日本の国会議員たちが見た沖縄には「なんともわかりきれない複雑さ」があった²³。キャラウェイによって朝八時から夜九時までびっしり組まれたスケジュールをこなし、唯一の自由時間になった夜、国会議員たちは沖縄の経済団体や労組団体の代表らとの会合に出席していた²⁴。日中の公式の面会では沖縄の早期復帰を揃って訴えていた沖縄側の代表者たちの本音が夜の会合であらわになる。この時の様子を読売新聞の記事は次のように伝えている。

「この夜半の話し合いは必ずしも昼間の公式意見とは同じでなかった（中略）経済界は日本の資本を『外資』と呼んで警戒している。労働者もまた軍雇用員として基地のために生活を維持している。祖国復帰というニシキの旗（原文ママ）は現実の場に直面すると、こつそりと巻きおさめることも少なくない²⁵。」

また、この訪問を通じて、日本の国会議員たちは沖縄での貧富の格差に注目するようになる。「島ぐるみ闘争」が終了した沖縄では、一九五九年九月から沖縄の軍用地主に対する地代の支払いが始まっており沖縄には「ドルの

雨」が降っていた⁵⁵。また、一九六〇年には沖縄の戦没者遺族、傷痍軍人及びその遺族、退職軍人及びその遺族への恩給・遺族年金の支払いが始まっており、ドル供給の増大で沖縄経済は好況に沸いていた⁵⁶。他方、こうした恩恵を受けられなかった沖縄住民や、社会保障制度の欠如のために困窮を強いられた人々との格差が拡大し、女性の身売りが発生するなど、貧富の格差は深刻な社会問題になっていた⁵⁷。

沖縄の複雑さに直面したある民社党議員は、次のように述べている。

「沖縄に来たことを後悔している。なぜなら沖縄に来る前は沖縄について喋りたいように喋れたが、現在、沖縄について直に知り良心においてそのようなことができなくなってしまったからだ⁵⁸。」

一九六〇年代前半、沖縄問題の中心は日本からの経済援助の方式や規模など、返還問題から経済援助の問題に移っていく。アメリカ側から見た場合、日本の国会議員団の訪問により沖縄問題の争点ずらしに成功していたと言えるだろう⁵⁹。

キャラウェイにとっても日本の国会議員団の訪問は、日本人の沖縄住民に対する認識を知る機会になった。日本の国会議員たちが、沖縄の政治家に対し見下すような態度を取ったり、沖縄の文化を嘲笑したりしていたことは、キャラウェイの耳に入っていた⁶⁰。キャラウェイは以後、沖縄住民は民族的に日本人ではなく、日本人の沖縄への関心は政治的な駆け引きに過ぎないと述べるようになるが、今回の議員団訪沖はこうした見方を形成する下敷きになったと思われる。

日本国会議員団の訪問問題を手際よく処理した後、キャラウェイが取り組むことになった次なる問題は、沖縄における日本国旗の掲揚問題だった。

日の丸掲揚は終戦以降の軍事占領期には一切認められなかったが、サンフランシスコ平和条約が発効し軍事占領

の終了後には、個人的に日の丸を掲揚することは許されていた¹⁵⁵。しかし、軍事占領終結後も市役所や学校といった公共の建物で日の丸を掲げることが禁じられており、沖縄の教職員は「日本国民としての魂の空白を作ることなく、豊かな国民感情と国民的自覚を堅持せしむるために」、学校での日の丸掲揚を要望していた¹⁵⁶。

沖縄住民の間だけでなく日本本土でも沖縄での日の丸掲揚を求める動きがあり、日本政府は一九六一年六月下旬に開催された池田首相とケネディ（John Fitzgerald Kennedy）大統領との首脳会談で、日の丸掲揚を議題として提起した。沖縄での日の丸掲揚について軍部の強い反対があり、軍部と国務省の官僚間で調整がつかず、国務長官が国防長官に直接掛け合うことで首脳会談の二日前にアメリカ政府内でもようやく合意が得られていた¹⁵⁷。首脳会談の結果、沖縄では公共建造物でも祝日に限り日本国旗の掲揚が認められるようになったが、軍部は積極的に掲揚を認めていたわけではなかったのである。

キャラウェイは、この時、日の丸掲揚を認める具体的な建物の検討を進め、高等弁務官が執務を執る米国民政府ビルにも星条旗とともに日の丸を併揚することを提起した。米国民政府ビルの所有権はアメリカ合衆国にあり日の丸掲揚の対象とはなっていなかった。しかしながら、キャラウェイは「法的に解釈することは逆効果である」とし、沖縄住民の復帰感情を踏まえ、アメリカの沖縄統治の象徴である米国民政府ビルに星条旗と日の丸の併揚を実現させたのである¹⁵⁸。

キャラウェイが高等弁務官に着任後取り組んだ「メーヌ」ミサイル配備問題、日本国会議員の訪問問題、そして日の丸掲揚の処理については、のちにキャラウェイと対立したライシャワー駐日大使も称賛し「キャラウェイ將軍は真に知的で幅広い能力を持ち、彼の地位「高等弁務官」（「」内は筆者、以下、同じ。）に就く人間にとって不可欠な資質である、素早い機転と温厚な人柄をもった人物である」と評した¹⁵⁹。ライシャワーはキャラウェイとの

初会談でも「キャラウェイ将軍と私は、琉球問題へのアプローチについて相互に満足するものを作り出すことができた²⁵⁾」と国務省に報告している。キャラウェイは沖縄住民の感情に配慮し、かつアメリカ政府内でもうまく立ち回ることによって円滑な沖縄統治を進めていたのである。

キャラウェイの沖縄統治は順調な滑り出しを見せていたが、キャラウェイは次第に琉球政府の与党である沖縄自民党の政権運営があまりにも無責任なものであると感じ、その姿勢に疑問を抱くようになっていく。

まず、琉球政府の無責任さは金融行政にあらわれていた。琉球政府による金融機関への監督は甘く、ほとんどの金融機関でなんらかの不正が行われていた。経営陣による横領や不当貸付により破綻寸前となり、取り付け騒ぎを引き起しかねない金融機関もあった。沖縄自民党は長年にわたり大口の献金主である金融機関の経営者らに付度し、金融機関の汚職を見逃していたと言われる。キャラウェイが着任した一九六一年には沖縄で初めて銀行経営者の汚職事件が摘発されたが、これは金融機関を監督する琉球政府の金融検査部によっておこなわれたものではなく、銀行職員の内部告発によるものだった。琉球政府が定期検査を実施していたにもかかわらず汚職に対処していなかったことから、当時の警察関係者は共犯の可能性も考えていたという²⁶⁾。キャラウェイは金融機関の汚職について前任者のブースからも知らされていたこともあり、その深刻さを痛感した²⁷⁾。

次に、琉球政府は財政においても無責任な姿勢が見られた。キャラウェイの側近であるオンドリック（John G. Ondrick）民政官によれば「琉球政府は予算と財政分野で、深刻な欠点と常識のないやり方を示して」おり、米国民政府の助言がなければ琉球政府は数百万ドルもの税収を失っていた²⁸⁾。

実際、米国民政府は那覇市のある大商店の課税額があまりにも低いことに目をつけ、自ら税額の査定を行ったことがある。商店主はアメリカの不当干渉であると反発したが、実際には、その商店主と担当の税務職員が同じ門中

（沖縄独特の広い血縁集団）に属し、馴れ合いがあったことが明らかにされた。読売新聞特派員として沖縄に派遣された中沢道明によれば「こうしたことは例外的現象ではなく沖縄では公然たる一般的風潮」であり、「汚職」ではない「手加減」として行われていたという¹²⁵。米国民政府がすべての沖縄企業を監督することは現実的に難しい以上、こうした「手加減」による税収の漏れは少なくない金額となり、結果として、アメリカ政府による沖縄援助の一定部分が「手加減」の埋め合わせに使われていたことになる。

キャラウェイが高等弁務官に着任した年、アメリカ政府は沖縄援助金の増額を検討しており、そのための予算を連邦議会に説得しなければならなかった¹²⁶。キャラウェイも沖縄援助予算の増額のために、歴代高等弁務官として初めて一九六二年に連邦議会の証言台に立つことになる¹²⁷。そうしたなか、沖縄自民党はアメリカの沖縄援助金を当てにして選挙対策で減税を試みていた¹²⁸。琉球政府の減税の動きやずさんな徴税が連邦議会の知るところとなれば、沖縄援助金の増額はおろか、現行の援助金すら減額されるかもしれない¹²⁹。

この他にも沖縄自民党は大口の献金主である経営者らの反発を恐れ、沖縄の労働者の権利を守ろうとしなかった。沖縄自民党が多数を占める立法院は、最低賃金制度や労災保険制度の導入を見送り続けており、最低賃金が保障され労災保険が完備された職場はアメリカ政府関連の職場に限られていたのである¹³⁰。立法院が公務員の給与引き上げを見送る一方で、立法院議員の給与を引き上げる法案を提出したとき、沖縄の公務員は立法院の建物に集結し、議場を半ば無秩序状態に至らしめていた¹³¹。立法院は「最低議会」と地元紙で批判され続けた¹³²。

こうしたことから沖縄自民党の統治能力に不信感を高めていったキャラウェイは、立法院が採択したある決議に激怒した。その決議が、国際社会に向けアメリカの沖縄統治を植民地主義として訴えた「二・一決議」である。立法院の多数派である沖縄自民党は選挙を控えアメリカに弱気な姿勢を見せることができず、野党主導のこの「二・

一決議」に賛成せざるを得なかったと言われる⁵⁵。「二・一決議」については第四章で詳述)。キャラウェイは沖縄自民党が立法院で二九議席のうち二二議席も占めていたにも関わらず、「二・一決議」を阻止できなかったばかりか賛成票まで投じたことに怒りを露わにする。

「明らかに沖縄自民党と立法院には、議会手続きにおけるかなりの教育が必要だ。(中略)この事態の推移は、琉球政府がより大きな責任「自治権」を突然持つことになる時に処理しなければならぬ困難を言葉で伝える以上にはつきりと示している⁵⁶」。

沖縄自民党による無責任な政権運営を目の当たりにしたキャラウェイは、沖縄の政界が日頃から訴える自治権拡大を責任が伴わないスローガンとみなすようになっていった。琉球政府に自治を委ねることは金融機関の腐敗による取り付け騒ぎへの懸念からも明らかのように、安定した沖縄統治を揺るがしかねない問題をはらんでいたのである。

琉球政府による自治について、オンドリック民政官はキャラウェイへの報告書で以下のように述べている。

「琉球政府は、意見の相違が大きい争点については、責任を受け入れようとしないうか、主導権を取ろうとしないうか。既に自治権をもっている分野において、琉球政府は「米国民政府からの」自治権の譲渡を正当化することに失敗してきた。意見が割れる争点が浮上するとき琉球政府は完全に後ろに座り、高等弁務官に責任を取らせようとする。彼らは論争的でない分野においてのみ、より多くの自治権を望んでいるのである⁵⁷」。

キャラウェイは、先に述べたように沖縄援助予算の増額のためにアメリカ連邦議会で証言しなければならず、これまで的高等弁務官のように琉球政府の無責任な政権運営を見すごすことができなかつた⁵⁸。また、キャラウェイの勤勉な性格が琉球政府や沖縄自民党の仕事ぶりに満足できなかったこともあつたのだろう⁵⁹。「二・一決議」を

きっかけに沖縄自民党に見切りをつけたキャラウェイは、琉球政府には自治権よりも教育が必要であると判断し、「強権的」統治に踏み切ったのである。

第三章 キャラウェイ統治と沖縄

「二・一決議」以降、「強権的」統治を展開する際にもキャラウェイはこれまでの海外勤務での経験を活かした統治をみせている。親米勢力である沖縄自民党に失望したキャラウェイは、むしろ反米的と目されていた沖縄社会大衆党（以下、社大党）との協力関係を築いていったのである¹⁵¹。社大党も琉球政府の無責任な行政を問題視し、高等弁務官の権力を通じてその改善を試みようとした面があった¹⁵²。キャラウェイは、特に社大党の平良幸市立法院議員を高く評価しており「ミスター・タイラ」「平良幸市」は、一ダースのミスター・オータ「大田政作沖縄自民党総裁、琉球政府行政主席」の価値¹⁵³があったと述べている¹⁵⁴。世界一コストがかかると言われた沖縄の製糖業の合理化も、キャラウェイが平良からの助言を受けて進めたという¹⁵⁵。

製糖業は沖縄経済にとって極めて重要な産業だった。アメリカ統治時代、サトウキビから砂糖に精製される過程で生み出される粗糖は、沖縄の輸出額に占める割合でほとんどトップの座にあり、キャラウェイ統治時代に限ってみれば、五三%から六四%の間を推移していた¹⁵⁶。輸出第二位のパンに対し、粗糖が三倍から五倍の輸出額であったことも踏まえると、輸出における粗糖の重要性がより明瞭になる¹⁵⁷。他方、輸入の面を見ると沖縄は天然資源

が乏しく、産業界には競争力のある工業製品を生産する力を欠いていたことから、沖縄はそうした製品を輸入に頼らなければならなかった。つまり、天然資源や工業製品といった輸入製品の支払い代金を獲得するために、沖縄の粗糖輸出は不可欠な役割を果たしていたのである¹²¹。

沖縄産の粗糖は九割以上が日本本土へ輸出されており、国内産の粗糖として関税などの特惠措置により外国産の粗糖から保護されていた。ところが、一九六〇年代に入り、日本が経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development）への加盟を目指すなか農産物の自由化が決まり、一九六三年八月に粗糖が自由化された。粗糖が自由化されれば、沖縄産の粗糖はキューバ産や台湾産などの諸外国の粗糖に太刀打ちできなくなることが予想された。沖縄側の陳情もあり、日本政府は一九六四年三月に「沖縄産糖の政府買い入れに関する特別措置法」を制定し、粗糖の価格が著しく下落する場合には国内産と同様に沖縄産の粗糖を買い上げることにした¹²²。ただし、この法律と引き換えに、日本政府は沖縄の製糖業は合理化を促進しコストダウンを図るべきと強く要求した¹²³。沖縄産糖の買い上げ予算が年度ごとに決まり、この法律が定めるように「沖縄におけるサトウキビの生産事情、沖縄産糖の製造事情その他の経済事情を参酌」されることを踏まえれば、沖縄の製糖業における合理化は喫緊の課題だった。

こうして沖縄の糖業界に合理化が不可欠となるなか、琉球政府は、沖縄本島中南部の西原で「道を一つ挟んで」二つの製糖工場の新設を許可した¹²⁴。サトウキビ畑に製糖工場が乱立し、農家から砂糖の原料であるサトウキビの買い上げをめぐる価格競争が発生すれば既に世界一高い沖縄のサトウキビ価格をさらに押し上げていただろう。また、小規模な製糖工場が粗糖のコスト高の原因となっていたことも踏まえれば、琉球政府の工場新設許可は砂糖の自由化対策に逆行していたと言える¹²⁵。キャラウェイはこの問題を西原を選挙区とする平良からの助言で知らさ

れ、一九六四年六月に二工場を統合させた¹³⁵。平良からの助言を高く評価したキャラウェイは、平良に以下のように語ったという。

「平良さん、私はあなたに覚えておいてほしいことがある。もし、正されるべき何かしら間違ったことがあれば、私に知らせてほしい。私はあなたを私的な昼食に誘うつもりはない。私はあなたを私的な会議に招くつもりもない。私はあなたに、あなたが望まない限り、私を個人的に訪ねることも期待していない。あなたも承知のように、私はオフィスを開けている。オフィスでは私に会いたい人間はだれでも私に会うことができる。オフィスは那覇の中心にある政府ビル群にある米国民政府ビルだ。そして、もしあなたが望むなら、あなたは私にそこで会い、誰も我々の会話について知ることはないだろう。なぜなら誰も我々の会話を聞くことができないからである。しかし、もしあなたが、ただ一言いいたいときは、あるいはもし何かしら私があなたを助けることができることがあれば、あなたが望むやり方でそれを知らせてほしい¹³⁷。」

「キャラウェイ旋風」と呼ばれる「強権的」統治を代表する金融機関の汚職摘発でも、キャラウェイは沖縄現地から協力者を探していた。キャラウェイは協力者探しと金融改革の第一歩として、金融機関を監督する金融検査部の独立性を高めた。一九六二年八月、金融機関の統制に関する法令である「銀行、銀行業務および信用供与」を改正し、金融検査部の部長の任命と解任に米国民政府の承認を必須とした¹³⁸。この法改正以前は、金融機関の監督で陣頭指揮をとる金融検査部部長は一般職員と同様に人事異動の対象であり、金融機関から政治献金を受ける琉球政府幹部の影響下にあった¹³⁹。かりに、金融検査部が金融機関に不利益となる検査結果を出そうとすれば、そうした検査結果は琉球政府幹部によつて握りつぶされ、金融検査部部長は解任される恐れがあった¹⁴⁰。キャラウェイはこの法改正により金融検査部部長が金融機関の影響から離れて、その監督をできるようにしたのである。ただし、こ

の法改正が高等弁務官の権限によってなされ、金融機関に改善が見られなければ高等弁務官自ら金融行政に乗り出すとする書簡をキャラウェイは法改正と同時に出していった¹⁵³。そのため、この法改正はキャラウェイの「強権発動」¹⁵⁴との批判を生むこととなった¹⁵⁵。

キャラウェイの法改正により金融検査部部長の身分が保障されても、その地位に沖縄自民党や金融機関の経営者に関係した人物が就いてしまえば、金融機関への監督は従来通りの馴れ合いとなる。沖縄自民党や金融機関としがらみがなく、金融行政に知見を持つ人物を探し出さねばならなかったが、その作業は難航した。琉球大学助教で会計学を専門とする当時三五歳の外間完和に白羽の矢が立ったのは、法改正から約五カ月が経過してからのことだった¹⁵⁶。

新たに金融検査部部长に着任した外間は、横領、粉飾決算、不当貸付などがはびこる沖縄の金融機関に容赦しなかった。外間は金融検査部での検査をもとに金融機関の経営者らを次々と告発していく。外間は当初、金融検査部として業務改善命令を出すことも検討したが琉球政府の首脳部が金融検査部の命令を握りつづす可能性を考慮し、個人身分での告発という手段をとった¹⁵⁷。キャラウェイの法改正により身分を保障された外間は、更迭されることなく汚職経営者らを退陣させていった。一連の汚職取り締まりで、金融機関の経営者らは横領や不当貸付によって与えた損害を弁済し、銀行各行の経営指標は改善する。一般市民や地元紙、そして社大党ら野党も金融機関の浄化に拍手喝さいを送っていた¹⁵⁸。退陣させられた金融機関の経営者らは「キャラウェイ旋風」に反感をもったと思われるが、その他の沖縄住民がそうした反感を持ったとは考えにくい。

キャラウェイの「強権的」統治を象徴する「自治神話」説も当時の沖縄住民の反響を詳細に見ていくと、「強権的」と一括りにできないことが分かる。「自治神話」説とは、一九六三年三月、沖縄のアメリカ留学経験者を中心

とした社交団体である「金門クラブ」でなされたキャラウェイの演説をさす¹⁵⁵。「自治神話」説でまず、キャラウェイは「今晚は、（中略）現在依然として神話が現実を覆っている分野、即ち、自治と誤称され、いろいろな表現であいまいにされている分野について話し合いたいと思う」と切り出した。これに次いで、キャラウェイは、目の不自由な人々が同じ象を触れ、各々の触れた箇所に基づいて象について論評する「群盲象を評す」というインドの寓話を紹介し、自治についても同様で自治の意味をはっきりさせる必要があると指摘する。

キャラウェイはこれに続けて、自治の定義について以下のように述べる。

『自治』とは自治政府を意味しているのである。この定義の論理的結論からすれば琉球列島における自治論者は外部からの如何なる抑制をも一切受けない自治政府の樹立に尽力していることになるのである。これはとりもなおさず独立国家を主張していることを意味するのである。しかし、彼らは果たして独立国家を主張しているのであるか。（中略）政治とは実際的な問題を処理してゆくことであり、空想的な計画を作ったり、圧力団体がスローガンを叫ぶことではない。政治は可能なことを行う技術であり、琉球において可能なことは自治とはかなりかけ離れている。なぜなら、琉球列島においてはある段階の政府「米国民政府」から他の段階の政府「琉球政府」に対して行われる責任の委任が存在するだけだからである。」

そして、「米国民政府の下で自治政府がありえないのと同様に、一州、一省、一県の場合でもそれはあり得ない」と論じ、たとえ沖縄が日本に返還されても、沖縄は日本の一つの地方自治体になるに過ぎず、完全な自治には程遠いと示唆し、次のように結論付けた。

「現在のところ自治は神話であり存在しない。そして、琉球の住民である皆様の自由意志で再び国民国家となる決定を下さない限り、将来においても存在しないだろう。」

この「自治は神話」とする箇所が、「自治神話」説の由来になっている。

「自治神話」説はこの箇所で見目を集め、キャラウェイの「強権的」統治を象徴するものとされてきた。だが、キャラウェイが重点を置いたのはこの演説前段部分よりむしろ、なぜ、米国民政府から琉球政府に責任の委任が進まないのかについて語った演説後段部分にあったように思われる。

キャラウェイは、琉球政府への責任の委任について「効果的で且つ責任ある琉球人に依る政府の発達を助長しなければならぬ」とする大統領行政命令を引用し、「琉球政府がさらに『責任』ある、且つ『効果的』なものとなるにつれて諸機能が同政府に委任される」と指摘した。

それでは、いかなる政府が責任ある政府と言えるのか。キャラウェイの答えは次のとおりである。

「一、単に実質のない装飾的な政府の特権ではなく、委任された義務と職分を受諾する場合。二、政府が全住民の福祉向上を図るために真に努力する場合。三、政府が真に政府自体及びその各職員を住民の公僕として考える場合。四、適正な政治を行い経済及び社会の発展を助長し、一般生活水準を向上させるために政府に合法的に帰属するあらゆる必要な政策を進んで講ずる場合。」

そして効果的な政府とは、「納税者の最小限の負担で政治の安定並びに住民の福祉面で最大の成果を上げながら合法的な機能を能率的に行使する場合」と述べる。キャラウェイは、これらの基準に照らしてみると「琉球政府は提供された権力を躊躇なく取り入れたが、これまで幾度となく同政府に委任された責任を受諾しなかった」と批判し、琉球政府の失政を次々に掲げてゆく。

「一、琉球政府は、失業保険法が制定されたとき、その資金の管理者にされた。しかし同資金は琉球政府のものではない。その資金は被雇用者や雇用者から来たものであり、それから利益を受ける労働者に所属するものである。」

琉球政府は単にその資金を労働者のために保管しているに過ぎない。しかし、同資金を労働者の利益以外の目的のために流用しようとしたことが、これまで幾度となくあった。同資金の保全にとっての脅威はやつと最低必要な保護策が立法されるまで続いた。

二、琉球政府は労働争議の一部である小さな暴力になるかもしれない行為と、争議の一部ではなく、実際に刑事上の行為である暴力行為とを区別することを一貫して拒否してきた。政府は労働争議中のすべての行為を争議の一部とみなす傾向があった。この主張は法律の見地から支持することはできない。これはその平和と安穩を保つため社会に対して責任を持つ当局によって全社会を相手として犯された欺瞞行為である。」

キャラウェイはさらに、既に言及した西原におけるサトウキビ製糖工場の乱立や、金融機関における汚職の問題を指摘し、「私は、琉球政府の行政部門がその責任を果たし得なかったか、または効果的でなかった状態の例はほかにあるが、その中から二、三の例を述べたに過ぎない」とし、琉球政府は「その住民に寄せられた信頼に応じるために必要なすべての責任と行動の自由を持っていた」にもかかわらず、こうした失政を重ねたと批判した。

琉球政府の失政に続いて「立法院も同様にその責任に応じた活動をすることができなかった」と、以下の例を挙げた。

一、医療法案は病院、診療所、および助産院が一般大衆保護のために最低基準に適っているかどうかを確かめるために必要な年次監査を規定しなかった。法案中の罰則規定は、職業的水準を維持するためのものとして全く不十分であり、違法診療を防止したり、排除したりすることはできないだろう。

二、立法院はその労働者災害補償保険法案の草案の中で、業務上被った労働者の怪我のために雇用者が当然負うべき負担を納税者に負わせるような法案を書き表し、税金の不当な使用を認可しようとした。」

したがって、「立法院は行政府と同様、琉球住民の利益のため必要とされているすべての法律を制定する十分な権限を委任されている。立法院がそれをなし得なかったことに対して、高等弁務官が立法院に対して十分な権限を委任しなかったり、その行動に対する責任を与えなかったとして高等弁務官のせいにして逃れることはできない」とキャラウェイは述べるのである¹⁵¹。

琉球政府や立法院がいかに効果的でなく無責任であるかについて批判したのち、キャラウェイは自治という言葉が、「失敗に対する扇動的で弁明的なアリバイ」となっていることを認識するよう訴える。そして、米国民政府から琉球政府への責任の委任は「能力の実証により、ますます大きくなり、その範囲も広がるのである」とする。琉球政府は自治権拡大を訴える前に、既に与えられた自治権を効果的かつ責任をもって行使すべきであるとして、キャラウェイは「自治神話」説を締めくくったのである。

沖縄側が戦後一貫して主張してきた自治を神話であるとしたことは物議をかもし、とくに「自治は神話」と指摘した前段の部分は今日に至るまで批判の対象となってきた。先行研究も、自治権拡大を謳う「ケネディ新政策」が公表され、その期待が沖縄住民のあいだで高まるなかだったので、この演説は沖縄住民の強い反発を引き起こしたという¹⁵²。しかしながら、この演説に対する当時の沖縄側の反響を見ていくと、前段部分だけでなく、琉球政府の失政が指摘された演説の後段部分にも注目が集まっていたことがわかる。

たとえば、地元有力紙である琉球新報は以下のように述べる。

「琉球政府は無策と言われ、行政能力どころか高級官吏は一部業者と結託して私腹を肥やしているなどと噂されてきた。(中略)高等弁務官が指摘した具体的事実をみると、一体政府はこれまで住民のためを念頭においてきたのか、それとも、一部業者や政府首脳部の取り巻き連中のために政治をやってきたのかと疑わざるをえない¹⁵³」。

かねてより、琉球新報はキャラウェイの「強権的」統治は、沖縄の弱点を改善するために必要であるとの論陣を張っていた⁵³。もう一つの地元有力紙である沖縄タイムスも、「「キャラウェイ統治への」批判の裏には、沖縄自体の自治能力の問題があったのだ。これに目をおおうわけにはいかない」とキャラウェイ批判にかこつけて、琉球政府の不祥事をうやむやにしないよう警鐘をならしていた⁵⁴。沖縄の両紙ともに自治の後退は好ましいことではないが、それにはやむを得ない事情があったことに理解を示していた。沖縄の農村部の大多数も「自治神話」説を支持しているという情報を米国民政府はつかんでいた⁵⁵。琉球政府に対する地元紙や沖縄住民の視線は厳しかったのである。

日本政府も「琉球政府に反省すべき点があればこれを謙虚に受け入れるのが妥当」とする政府高官の談話にみられるように、琉球政府に対して冷淡だった⁵⁶。外務省も「自治神話」説について「父親が、子供の利益のために怒鳴りつけたようなもの」とみなしていた⁵⁷。東京の駐日大使館は、多くの日本人はキャラウェイのように沖縄人の自治能力に疑問を持っており、その疑念が「自治神話」説への批判を小さくしていると分析している⁵⁸。

「自治神話」説への沖縄政界の反応も興味深い。沖縄自民党は指摘された不祥事に対して反論できず「素直に反省」すると述べた。社大党は「自治は神話」とする部分を問題視したが、「琉球政府の能力や責任の欠如は弁務官の批判を待つまでもなくわれわれが指摘し続けたところである」とキャラウェイの琉球政府への批判には支持すら与えていた。人民党や労組組織は「自治は神話」とする演説の前段部分を非難したが、琉球政府の不祥事や金融機関の腐敗の問題には沈黙していた。このように「自治神話」説に反論できない理由を抱えた沖縄政界による「自治神話」説への批判は鈍くならざるを得なかった⁵⁹。

「自治神話」説全体に対するこれらの評価を踏まえれば、沖縄住民はキャラウェイより、琉球政府や沖縄自民党

に批判的であったように思われる。「キャラウェイ旋風」や「自治神話」説への反応に見られるように、沖縄住民は、キャラウェイ統治を「強権的」と一方的に非難することはなかった。むしろ、キャラウェイ統治が残した実績に称賛を惜しまないところさえあった。例えば、沖縄住民はキャラウェイが沖縄のへき地や離島へも足を運び、地域の実情に応じた施策を取ったことに数多くの感謝状を贈っている¹⁵¹。キャラウェイに贈られた感謝状からは、キャラウェイが農道建設、漁港整備、校庭整備、水道・電気施設の拡充といった地域の実情に応じた施策に加え、小児麻痺の予防やハンセン病患者への施設提供といった事業にも取り組んでいたことがわかる。沖縄本島から東へ四〇〇キロ離れた絶海の孤島である南大東島の島民は、キャラウェイが島の土地問題を解決したことを称え、キャラウェイの胸像を建立していた¹⁵²。もちろん、沖縄住民の生活改善を目指したキャラウェイの施策には、アメリカ統治への住民の不満を抑制する意図もあっただろう。だが、キャラウェイの施策が実際に沖縄社会の発展に寄与し、住民の生活に資するものであったこともまた事実だった¹⁵³。

キャラウェイの退任が報道されると、沖縄住民のあいだでキャラウェイ留任運動が展開された。沖縄の産業界グループである琉球工業連合会は、キャラウェイ留任の請願をアメリカ政府に届けている¹⁵⁴。このほかにも沖縄の教育界、法曹界の指導者らも署名活動を展開しており、これらの署名には、現在の沖縄経済界を代表するオリオンビールや地元の有力企業である金秀の創業者ら、そして、のちに琉球大学学長や沖縄大学学長に就任する人々の名前が並んでいた¹⁵⁵。キャラウェイ留任を願う請願文は「高等弁務官が発案し実行してきた諸政策は、年齢、性別、所得、社会的階層を問わず、琉球の大部分の人々に恩恵を与えてきた」とキャラウェイ統治を称えていた¹⁵⁶。

キャラウェイ留任の願いが叶わず、いよいよキャラウェイの退任が迫ると、沖縄側は「島ぐるみ」のキャラウェイ送別会を開催した¹⁵⁷。キャラウェイ送別会は琉球政府を主催者とし、協賛団体には立法院、裁判所、市町村長会、

市町村議会議長会といった公的組織に加え、琉球大学、沖縄タイムス、琉球新報、農林・漁業協会、商工会、さらにPTA連合会や女性連合会といった組織も名を連ねていた²⁵⁾。送別会で贈られた金屏風には、キャラウェイが果敢に沖縄社会の問題解決に取り組んだことを称賛する琉歌（八・八・八・六の四句からなる沖縄独特の詩歌）が記されていた²⁶⁾。キャラウェイは、少なくとも沖縄住民に惜しまれながら高等弁務官の退任を迎えたのである。

だが、こうした沖縄住民の称賛の声がある一方で、先行研究では、キャラウェイは沖縄住民の激しい反発を招いたためアメリカ政府に更迭された、と指摘されてきた²⁷⁾。おそらく、キャラウェイの退任間際に起きた沖縄自民党の分裂事件の責任を取らされた、というのがその根拠になっていると思われる。

沖縄自民党の分裂とは、キャラウェイに対する大田行政主席の追従的な態度が「強権的」統治を招くことになったと沖縄自民党の反主流派が批判し、六月一三日に一斉離党した事件である。反主流派は高等弁務官が行政主席を任命する主席任命制度（以下、主席任命）のために、行政主席は高等弁務官に強い姿勢を取ることができないとし住民の直接選挙による行政主席の選出（以下、主席公選）を訴えた。離党者の中には長嶺秋夫立法院議長や西銘順治那覇市長といった沖縄自民党の有力者が含まれており、彼らは後に沖縄自由党を結成する。大田主席は沖縄自民党の分裂の責任を取り、一六日にキャラウェイに辞表を提出した。二七日には社大党や人民党のほか民間団体も加盟する沖縄県祖国復帰協議会（以下、復帰協）が主席公選の訴えに共鳴し「主席公選・自治権獲得県民大会」を開催、主催者発表で五万人を動員した²⁸⁾。主席公選の要求が高まるなか、主席任命を強行するために開催された立法院臨時議会では復帰協のデモ隊約三〇〇〇人と警官隊約七〇〇人が衝突した²⁹⁾。この時、行政主席に任命された松岡政保は「メリメリと音を立てて議場の正面トビラが阻止団体によって壊され、議場内に阻止団体がなだれ込んだ。あつという間に椅子やテーブルがひっくり返され、カーテンが引き裂かれるという無法地帯と化し」ていた、と当

時の混乱を回想している¹³²⁾。

大田氏は、キャラウェイの「強権的」統治への反発から沖縄自民党の分裂及び自治権闘争に至る展開について、「自治の制約に対する人々の不満は長年にわたりうっ積していたので、そのはけ口さえあれば一挙に噴出しかねない状態」だったので、「住民の反発は、主席公選の問題をはじめとする住民の自治権拡大の問題をめぐる頂点に達した」とし、また、河野氏も一連の騒動の原因をキャラウェイ統治への不満に求めて、沖縄自民党の分裂は「米国による沖縄統治始まって以来の混乱であった」と述べている。そして、この事件をきっかけにアメリカ政府内で高等弁務官に軍人ではなく文官を任命することが検討されることになったという¹³³⁾。

こうした重大性を持つ事件であるにもかかわらず「その経緯は、異民族による軍政という戦後沖縄政治の特殊な事情もからんで複雑怪奇な様相を呈したまま、いまもってナゾに包まれた部分が少なくない」と大田氏は述べる¹³⁴⁾。そこで、キャラウェイ退任の経緯を振り返るためにも沖縄自民党の分裂について詳細に検討していきたい。

沖縄自民党は、沖縄の保守系政党である琉球民主党、保守系無所属グループの新政会、当間重剛第二行政主席率いる当間派の合同により、一九五九年一〇月に結党した。この保守三派は、一九五九年一月に当間の行政主席の任期満了後に行政主席の座が社大党に握られるのではないかと懸念していた。なぜなら、当時の高等弁務官だったブースは、立法院において多数を占めた責任ある政党から行政主席を選任するという「第一党方式」を示唆しており、直近の第四回立法院選挙（一九五八年三月）では、社大党が最多議席を獲得し第一党となっていたからである¹³⁵⁾。社大党は自党から行政主席が任命されるよう、高等弁務官に行政主席候補者として社大党委員長である安里積千代を推薦していた¹³⁶⁾。もちろん、高等弁務官は大統領行政命令によって与えられていた強大な権限を行使し、立法院の議席配分にかかわらず保守派から行政主席を任命することはできた。しかし、「島ぐるみ闘争」がようやく

く解決に向かっていた矢先に、強引に保守派から行政主席を任命すれば、野党だけでなく沖縄住民を刺激し、統治の安定を損ねかねなかった。当間に続き保守派から行政主席が任命されるためには、保守合同により社大党から第一党の座を奪い返すことが保守派にとって不可欠だった。

だが、沖縄の保守合同は容易には進まなかった。当間行政主席は、琉球民主党との合同に消極的だった。r 救急民主党の実力者である松岡も、一九五〇年九月の沖縄群島選挙で立候補した際に、当間が自身の対立候補を支援していたことから当間とは宿敵関係にあった。沖縄で度々保守合同が主張されながらも、それが日の目を見ることがなかったのは、それぞれの政党や派閥指導者たちの対立が根底にあった。他方、沖縄財界は年々増大する労働争議や革新勢力の伸長から、強力な保守政党が生まれることを期待していた¹²⁰。こうした財界からの要望も受け保守三派は沖縄自民党を結党するに至る。だが、沖縄自民党は党のリーダーである総裁を決定することができず、党総裁不在のまま沖縄自民党は結党大会を迎えることとなったのである¹²¹。

行政主席の任命に際して、ブース高等弁務官はやや困惑したように思われる。なぜなら、ブースが沖縄自民党の代表者たちに次期行政主席として誰を推薦するかと尋ねたとき、沖縄自民党は当間重剛、松岡政保、そして、当時、行政副主席の座にあった大田政作の三人を推薦したからである¹²²。当間や松岡は自他ともに認める沖縄政界の実力者だったが、いずれかを指名することは、指名されなかった他方との関係にしこりを残すことは確実と思われた。その結果「漁夫の利を得る形で」一九五九年一月、大田が行政主席に任命されることになった¹²³。

大田は早稲田大学卒業後に裁判官から行政官僚に転身し、太平洋戦争期には台湾の澎湖庁長官を歴任、終戦後も熊本で弁護士業を営んでいたことから、沖縄出身者ではありながら沖縄政界と縁がほとんどなかった¹²⁴。大田が当間行政主席のもとで副主席に就任したのは、大田の後見人である旧貴族院議員の伊江朝助男爵による仲介があった。

こうした大田の経歴や主席任命の経緯から、米国民政府は大田を「名ばかりの党首」と呼び、その指導力に期待することはなかった¹²³。

沖縄政界に影響力を持たなかった大田が自らの立場を高めるきっかけになったのは、一九六〇年一月に実施された第五回立法院選挙だった。

大田は熊本で改進黨および社会党の支援を得ながら八代市長選挙に出馬し惨敗した経験から、選挙戦で自陣営を中央集権的に統制することが必要であると考えていた¹²⁴。大田は保守勢力の連合に過ぎなかった沖縄自民党の組織化を推し進め、市町村単位で五〇の支部を設けてトップダウンの組織体制を構築した。選挙戦では、演説の巧みな人物を党中央に集め、各選挙区の動向に合わせて派遣するという戦術をとった。この戦術は成功したようで「反対党の名うての古つわもの共を積極的に理論を以て粉碎する具合」だったと大田は回想する¹²⁵。この選挙で沖縄自民党は選挙前の一五議席を大きく上回る二二議席を獲得し大勝、一方、選挙前に第一党だった社大党は九議席から五議席まで議席数を落とした¹²⁶。大田は「選挙の神様」と呼ばれるようになり、当間派から離れ自らの派閥を率いるようになっていった¹²⁷。

大田にとつての脅威は野党以上に、党外から自民党へ影響力を行使する財界だった。特に、琉球石油社長の稲嶺一郎は、沖縄の石油販売を独占することで大きな利益を得ており、その財力を背景に行政主席の座を狙っていた¹²⁸。大田は、一九五九年の石油価格引き上げで盛り上がった琉球石油への反発を利用し、琉球石油の独占の弊害に対処するという名目で、第二の石油会社である沖縄石油株式会社を新設しようと試みていた¹²⁹。

大田は、ブース高等弁務官時代に米国民政府に新会社の設立の根回しを進めるも、新しく高等弁務官に着任したキャラウェイによってその試みは挫折させられた。キャラウェイは、製糖会社や金融機関の合併をその統治下で推

し進めたように、沖縄で小規模な企業が乱立することを好ましく見ていなかった。また、新会社の沖縄石油が離島での石油販売価格を沖縄本島並みにするプール価格制度に前向きでなかった一方、琉球石油がこれを実施すると決断したこともキャラウェイの決定を後押ししたと思われる²⁵。沖縄石油の設立は見送られたが、大田と稲嶺の対立は決定的となり、一九六二年一月に実施された第六回立法院選挙で、稲嶺は自らを支持する保守系無所属候補を立て、裏では社大党候補者を支援するようになっていた²⁶。稲嶺の画策は稲嶺派の三人の無所属候補がすべて落選することで失敗に終わったが、自民党候補に対して稲嶺派の候補者が小差での落選だったこと、また大田派の自民党議員が落選するなど、党内における大田の指導力を弱めることとなっていた²⁷。

大田にとってさらに想定外だったことは、沖縄の既得権益層にメスを入れたキャラウェイの「強権的」統治だった。既にみたように、金融機関の汚職摘発を進めた「キャラウェイ旋風」は、自民党への大口献金主である金融業界を動揺させた。また、一九六二年八月、キャラウェイが布令によって沖縄の電力料金を一挙に引き下げたことは、沖縄の電力会社を大いに刺激した。保守派の実力者である松岡自身、松岡配電の創業者だったためである。松岡派は、琉球政府がキャラウェイに対して十分な折衝に取り組んでないとし、自治権が後退しているとの批判を党内で展開していった²⁸。大田は党外の強力な財界指導者である稲嶺と対決しながら、キャラウェイの「強権的」統治により不満を抱いた党内からの批判の矢面にも立たされることになったのである。

大田への不満が沖縄の保守勢力で高まるなか、大田行政主席の辞職は間近という見通しが一挙に拡散した。キャラウェイが大田を解職させるという情報を、当間派の中村暁兆立法院議員が財界有力者へ流したためである。

一九六四年五月、米国民政府は離島である宮古島の水不足を解消するために「宮古水道公社の設立」を公布した。宮古島は歴史的に水不足に悩まされており、島の水源をめぐって宮古島内部では地域間の対立が続いていた²⁹。キ

キャラウェイは大田に対し島の水源を管理するための立法を要請したが、大田は時間的な制約上不可能であると拒否した。その結果、キャラウェイは布令を公布することになったのである。

このとき、キャラウェイは睡眠薬の規制に関する立法も大田に拒否され、布令五一号「麻薬類及び特定の薬品の取締り」を公布していた。キャラウェイは宮古島の水道行政に続く大田の従順でない態度について、「大田は俺のゆうことを聞かぬ、彼はけしからぬ」と中村ら複数の立法院議員に口走っていたという¹⁵。中村は、キャラウェイの性格からして大田を近く解職させることは必定であると判断し、反大田の機運を盛り上げるために奔走した¹⁶。反大田派が、大田がキャラウェイの「強権的」統治に従順すぎると不満を募らせていたことを踏まえると、大田がキャラウェイに非妥協的な態度を取ったことが、反大田派の行動を起こすきっかけになったというのは皮肉である。

キャラウェイが陸軍退役前の健康診断で五月一四日から三〇日まで渡米している間に反大田派は行動を起こした¹⁷。キャラウェイがアメリカに飛び立った日に、反大田派である当間派と松岡派の一〇人が那覇市内で会合、翌日琉球政府と立法院間の自民党連絡会議をボイコットした¹⁸。大田おろしの筆頭である当間派の中村は、二五日に開かれた立法院の予算委員会で質疑に立ち、琉球政府を「野党よりも野党的に」攻撃した¹⁹。当間は六月三日から一二日まで日本本土に渡航し、日本自民党や日本政府と接触した。キャラウェイから陸軍省に送られた報告書には、当間と日本側との間での詳細な議論の内容は不明であるとしているが、当間が沖縄の戻ったその翌日である一三日に反大田派が脱党したことから、日本側が反大田派に何らかの支持を与えたのではないかと推測している。沖縄自民党の分裂を見た大田は、一六日、自らの責任を痛感したとキャラウェイに辞表を提出した。

反大田派は脱党にあたり、行政主席を住民の選挙によって選出するという主席公選を打ち出していた。これまで三代の行政主席はすべて、米国民政府の任命によって行政主席の座についていた。第三代行政主席である大田は、

ブース高等弁務官が打ち出した「第一党方式」により、立法院の多数派による推薦を受け、行政主席に任命されていた。だが、立法院による推薦は、高等弁務官の諮問の結果に過ぎず、高等弁務官が自ら好ましいと思う人物を行政主席に就ける余地は残されていた。反大田派は、高等弁務官による任命制が住民の声を代表すべきである行政主席の立場を弱めているとし、その直接選挙を訴えたのである。主席公選の訴えには野党だけでなく、沖縄の地元紙も同調し、「主席公選・自治権獲得県民大会」では多くの参加者が動員されることとなる¹⁵⁰。各市町村議会も相次いで、主席公選要求の決議を採択した。主席公選要求の運動は「第二の島ぐるみ闘争」とも呼ばれ始めていた¹⁵¹。

沖縄自民党の分裂および大田主席の辞表提出は、主席公選運動にも発展し、沖縄政界に大混乱をもたらしたかのように見える。だが、琉球政府や立法院は通常通り運営されていた。実は、大田は自らの辞表がキャラウェイに受理されないことを見越して提出していたのである¹⁵²。大田の辞表が受理されず、行政主席として任務を継続し続けることに焦りだした反大田派は、野党の賛成を取り付け、立法院で七月二八日に大田主席の即時辞任を決議した。大田はこの決議について、高等弁務官の解任命令がない限り、執務継続の義務があるとし辞任を拒否した。反大田派は一向に辞任する気配を見せない大田に対し、立法院で政府提出の法案通過を阻止することもできたが、政治の停滞への批判が自らに集中することを恐れたのか、立法院で沖縄自民党に協力していた¹⁵³。キャラウェイ退任後、新たに高等弁務官に八月一日から着任したワトソンも「興味深いことに、通常の政府機能は現地のすべての機構において妨げられることなく、継続している」と陸軍省へ報告した¹⁵⁴。ワトソンは自身が辞表を受理しないことで、大田の立場が回復しつづくとみていた。

反大田派は、大田を辞任に追い込めなかったことに動揺を見せ始めた。頼みの日本政府も、反大田派が結成した院内会派の「民政クラブ」を支持することなく、保守合同に圧力をかけ始めた¹⁵⁵。反大田派は、沖縄自民党の地方

支部の切り崩しに取り掛かったが不発に終わった²⁰⁶。もとより「民政クラブ」は反大田という一点で集まった寄り合い所帯であり、時間の経過とともにその結束が弱まりかねなかった。反大田派は九月八日について主席公選の旗を降ろし、高等弁務官の斡旋の下、次期主席の任命を受け入れた。そもそも主席公選は、アメリカがその実施を認めないことを承知の上で打ち出した反大田派の「腹芸」だったようである²⁰⁷。

野党や地元紙は、反大田派が主席公選を取り下げ、高等弁務官による主席任命を受け入れたことを裏切り行為であると痛烈に非難した。自治権闘争を主導してきた復帰協は、反大田派の離党者らで結成された沖縄自由党を以下のように批判している。

「自由党「沖縄自由党」は主席公選を主張し、指名に応じないことを公言したにもかかわらず、ついに変節した。民族の誇りと自尊心を失った自由党のかかる態度を我々は断じて許してはならない²⁰⁸。」

朝日新聞の那覇支局長だった阪中友久は「大田主席が辞表を提出して以来、四カ月に及ぶ自治権闘争の中で、緊迫した空気を感じなかった」と雑誌に書いている²⁰⁹。自治権闘争が「緊迫した空気」を醸し出さなかったことは、それが、「島ぐるみ闘争」のような反米闘争ではなく、沖縄内部の争いに過ぎなかったことを示唆していると思われる。

先行研究は、キャラウェイ統治への不満が沖縄自民党の分裂を引き起こしたというが、実際には、離党した長嶺立法院議長や西銘那覇市長はキャラウェイ統治を評価していた。長嶺は先述の「主席公選・自治権獲得県民大会」で激励の挨拶を述べたその数時間前、「キャラウェイ送別会」で琉球政府を代表してキャラウェイに感謝状を贈っていた²¹⁰。長嶺はキャラウェイの退任報道を受け「キャラウェイ（原文ママ）中將が従来の弁務官よりも比較的長い期間、沖縄の高等弁務官として、住民福祉の向上のために尽くされた労苦、功績は高く評価したい」と述べてい

る²⁰⁵。西銘那覇市長もキャラウェイの功績をたたえ、那覇市政始まって以来の名誉市民章をキャラウェイに授与している²⁰⁶。離党した反主流派は必ずしもキャラウェイ統治に反発していたわけではなかった。キャラウェイの「強権的」統治の問題や主席公選をはじめとした自治権問題は、沖縄自民党の反主流派らが離党した原因というよりも口実に過ぎなかったのである。

先行研究は、また、沖縄自民党の分裂をきっかけにアメリカ政府は高等弁務官に軍人ではなく文官を任命することを検討し始めたという²⁰⁹。だが、アメリカ政府はこの一連の騒動よりも、沖縄住民の不満が高まっていると報道したアメリカの高級紙であるワシントンポスト（Washington Post）のある記事に注目していた。沖縄自民党が分裂する前の五月三日に掲載された「我々の不幸なアジアの砦」と題するこの記事は、キャラウェイを「島民の利益の何たるかを島民自身よりもよく知っているという自負心を隠そうともしない」と評し、「極東におけるアメリカの最強の軍事基地である沖縄は、ひどい失望と不平にあふれた島」になっている、とアメリカの沖縄統治を批判した²¹⁰。アメリカの「イエスマン」である大田行政主席ですら不満を抱き、親米派の沖縄自民党にもアメリカが約束した自治権拡大が前進していないと不満が高まっている指摘している²¹¹。この記事の著者であるスタインバーグ（Rafael Steinberg）はハーバード大学卒業後、高級誌であるタイム誌やニューズウィーク誌での勤務経験を持ち、日本語も堪能だった。これまで沖縄統治を扱う英字記事がアメリカ統治に批判的だったことはほとんどなかったこともあり、スタインバーグ記事はアメリカ政府内で注目を集めることになったと思われる²¹²。

スタインバーグ記事は、五月六日に開かれたホワイトハウスのスタッフ会議で取り上げられた。極東問題の専門家のフォレストル（Michael Forrestal）は、高等弁務官の文民化を主張し、キャラウェイを民主党の州知事経験者と交代させるべきであると述べた。マクジョージ・バンディ（McGeorge Bundy）国家安全保障問題担当大統領補佐官も、

「先見の明ある文民の統治者は、民政の観点から考え、沖縄人の要求を大いに満たすことができる」と、フォレストルに同意した。高等弁務官の文民化には会議参加者のあいだで意見の一致が見られ、バンデイは、この問題を次週の国家安全保障会議の議題とするとし、大統領もこの問題を取り上げるだろうと述べた²¹³。

だが、高等弁務官の文民化案は五月一五日に開かれた国家安全保障会議で取り上げられることはなかった²¹⁴。バンデイらホワイトハウススタッフが、陸軍省によるスタインバーグ記事への反論を受け入れたからだと思われる。陸軍省はスタインバーグによる報道内容を項目ごとに逐一反論する詳細な資料を作成していた。その資料によれば、そもそもスタインバーグは、「もめごとを探して」おり、その取材は公平なものでなかったと次のように批判する。

「スタインバーグは」住民の四〇%を占める農民の各階層、ないしは人口の五五%を占める都市労働者の各層には面接をしなかった。何人かの役人、政治家、新聞記者、バーの女たちと会っただけで、しっかりした科学的世論調査も行わずに、全住民の感じ方なり意見について、何かの方法で包括的な結論に達した²¹⁵。」

また、この資料では、沖縄タイムスや琉球新報の社説を引用し、地元紙もキャラウェイ統治を評価していることを強調した。さらに、キャラウェイに批判的であるとスタインバーグ記事で紹介された沖縄自民党の長嶺立法院議長の「住民の福祉を促進しようという心からの努力は忘れることができない」とキャラウェイを称賛する発言を紹介している²¹⁶。

陸軍長官であるエイルズ（Stephen Ailes）もこの反論資料を参考にしながら、一〇日、スタインバーグ記事に反論する『『強固かつ公平』な沖縄統治』と題する記事をワシントンポストに掲載した²¹⁷。エイルズは、陸軍による統治が沖縄経済の発展や地域住民の暮らしにいかん貢献しているかを紹介し、スタインバーグの滞在はわずか二週間であり、そうした短い期間で様々な見解を持つ住民の意見を評価することは難しいと指摘した。そして、高等弁務

官の役割に琉球政府の完全な自治と一貫しないものがあつたとしても、「高等弁務官が、経済を前進させ、所得税が破滅的に引き下げられないようにし、地元民に電力を適切な価格で供給し、銀行の悪弊を正すために、責任を果たしている」とキャラウェイの沖縄統治を支持した²¹⁸。バンディらホワイトハウスのスタッフもその見解に妥当性を認めたのか、高等弁務官の文民化は取り下げられ、高等弁務官には軍人が沖縄返還の年に至るまで任命され続けることになる。

このようにキャラウェイはエイルズ陸軍長官をはじめ、陸軍から強く支持されていただけでなく、ケネディ政権の中枢であるマクナマラ（Robert Strange McNamara）国防長官からも政治的手腕を高く評価されていた。ケネディ政権は、ケネディ新政策の一環として沖縄へのアメリカ援助資金の増大を目指していたが、「カット・マン」と呼ばれた財政緊縮派のパスマン下院議員（Otto Ernest Passman）の予算削減の圧力に悩まされていた²¹⁹。ケネディ大統領の特別補佐官を務めたシュレジンガー（Arthur Meier Schlesinger Jr.）によれば「パスマンは対外援助の狂信的な反対者で、長年にわたり対外援助に関する下院の歳出分科委員会の議長としての戦略的な地位を利用して『浪費家、夢想家、国際主義』を非難し、援助事業の歴代長官達を悩まし、その計画を粉碎しようとした」という²²⁰。パスマンは、沖縄の地元紙にまで目を通し、沖縄が戦前よりも経済的に繁栄していることを把握していた。パスマンは既に復興を終え、戦前の経済水準を上回る沖縄にこれ以上の援助が必要であるかどうかをアメリカ政府に厳しく問うていたのである²²¹。

キャラウェイはパスマンを説得するため、一九六四年三月、パスマンを沖縄に招待した。キャラウェイはパスマンがライフワークとしているハンセン病対策を沖縄でも熱心に取り組んでいることを紹介した。パスマンはルイジアナ州選出の議員で、ルイジアナ州には当時アメリカ本土唯一のハンセン病施設があつた²²²。このことに誇りを持

つパスマンは、キャラウェイの熱意にほだされたのか、一九六五年度の沖縄援助予算の増額を約束したのである²²³。マクナマラは「兄弟、我々もこうやってパスマンから金が得られればなあと思うよ！」とキャラウェイを称賛したという²²⁴。キャラウェイは沖縄現地で統治の手腕を発揮したのみならず、連邦議会の説得にも成功し、財政面からもアメリカの沖縄統治を支えていた。

また、キャラウェイは陸軍司令官として、沖縄の陸軍における黒人・白人間の人種差別問題にも取り組んでいた。大統領直属の人種差別問題委員会（President's Committee on Equality of Treatment and Opportunity in the Armed Forces）は全会一致でキャラウェイによる人種差別への施策を支持した²²⁵。アメリカ政府はキャラウェイの退任にあたって、平時における最高の勲章であった殊勲賞（Distinguished Service Medal）を授与している²²⁶。

キャラウェイの退役を決定づけた要因は、陸軍内における世代交代が関係していたと思われる。一九六二年一月、キャラウェイよりも士官学校卒業が四年次遅いホイラー（Earle Gilmore Wheeler）が、陸軍軍人のトップである参謀総長に就任した。そして、そのホイラーの後任にはホイラーよりもさらに若いジョンソン（Harold Keith Johnson）が一九六四年七月に就任している。両者ともキャラウェイと同様に、陸軍の戦略関係の役職を歴任していた。また、キャラウェイを庇護してきたレムニツァー統合参謀本部議長がピッグス湾事件の不手際のために、一九六二年一月に欧州軍司令官へ転任させられる²²⁷。キャラウェイがさらに昇進を重ねていくには難しい状況だった。キャラウェイ自身、ホイラーの参謀総長就任を聞いていたので自身の退役について驚くことはなかったと述べている²²⁸。

陸軍は一九六三年末に退役する予定だったキャラウェイの高等弁務官の任期を半年延長した。キャラウェイが予定通り陸軍を退役すると、軍の規定上、中將から少將へ階級を下げて退役しなければならなかったからである。キ

キャラウェイのこれまでの実績を評価していた陸軍は、キャラウェイが中將の階級を保持して退役できるよう高等弁務官の任期を調整した⁵⁵。もし、キャラウェイが沖縄で深刻な問題を起こしていれば、キャラウェイをさらに半年も沖縄に留めるような人事はおこなわれなかっただろう。キャラウェイは沖縄統治を含めたこれまでの実績を評価され、歴代高等弁務官のなかで最長の任期を務め上げることになったのである。

一九六四年七月三十一日、キャラウェイの退役式が挙行された。沖縄住民も含め二千人が集まった退役式で、キャラウェイの三五年にわたる軍歴に終止符が打たれた⁵⁶。キャラウェイの退役にあたって贈られたジョンソン（Lyndon Baines Johnson）大統領の感謝状では、キャラウェイのこれまでの陸軍における実績が列挙されたのち「キャラウェイ中將は、琉球の人々と米政府の関係を大きく増進させ」たとし、キャラウェイの沖縄統治が称賛されていた⁵⁷。キャラウェイの「強権的」統治への少なくない沖縄住民の支持や、アメリカ政府のキャラウェイへの高い評価を踏まえれば、キャラウェイは沖縄住民から惜しまれ、名誉ある退役を迎えたと評価するのが妥当だろう。

第四章 「二・一決議」とアメリカ

キャラウェイの「強権的」統治に対する沖縄住民の反発は、アメリカに沖縄返還を検討させるほどの激しさを持たなかったように見える。だが、河野氏が指摘するように、キャラウェイ統治期に沖縄の立法院が提出した「二・一決議」はアメリカの沖縄政策に小さくない変化をもたらしていた⁵⁸。本章は、従来の研究が正面から取り上げて

こなかった「二・一決議」に着目し、この決議がアメリカの沖縄返還の検討に及ぼした影響を分析するとともに、キャラウェイの「強権的」統治の問題を改めて考察する。

「二・一決議」は、既に見たようにキャラウェイの「強権的」統治のきっかけとなっていた。だが、アメリカ政府にとってこの決議は、沖縄統治に関して国際社会からの植民地主義批判を巻き起こす起爆剤のように映っていた。一九六〇年代初頭、ヨーロッパ諸国の植民地支配に苦しんだアフリカ諸国が国際連合への加盟を果たし、国際社会で反植民地主義が力を持つようになっていた²³²。国連設立当初、外国支配に苦しんだ経験を持つ国連加盟国は五カ国のうち六カ国に過ぎなかったが、一九六〇年までに国連の加盟国数は一〇〇カ国に達し、アジア・アフリカ諸国は四四カ国を占めた。国連総会の一国一票制度により、植民地保有国の影響力が減退していく一方、アジア・アフリカ諸国はソ連率いる共産主義陣営の後押しをうけながら、国連に強い影響を及ぼすようになっていたのである²³⁴。

ケネディ政権で大統領特別補佐官を務めたシュレジンガーは、国際社会の反植民地主義について次のように述べている。

「国連が一五年の歴史を歩むうちに、ほぼ一〇億の人々を含むざっと四〇カ国が自らの独立を勝ち得ていた。とりわけ植民地大陸の観があったアフリカには、二二の新しい国が誕生した。しかし、これらの勝利は、アジアやアフリカに依然として残っている植民地において、不平不満の念を増すばかりであった。そして、反植民地主義は、なお取り残された世界が歴史的な西欧支配に対して革命を起こすための、最も好都合なはけ口だった²³⁵。」

国連総会は一九六〇年一二月、「植民地独立付与宣言」(1514 (XV) . Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples) を全会一致で採択した。同宣言は「あらゆる形態の植民地主義を速やかにかつ無条件に

終わらせる必要がある」とし「外国による人民の征服、支配及び搾取は、基本的人権を否認するものであり、国際連合憲章に違反し、世界の平和と協力の促進に障害となつてゐる」と植民地支配を否定した²³⁰。この決議草案に直面したイギリスやフランスなどの植民地保有国は、国連における反植民地感情のあまりの強さゆえ、反対票を投じることができなかつた²³¹。この時、政権末期にあつたアイゼンハワー大統領も「植民地独立付与宣言」がアメリカの沖縄統治にもたらす影響を強く懸念してゐた²³²。

「植民地独立付与宣言」採択の翌年一月、国連総会は同宣言の履行状況を審議する「植民地独立付与宣言の履行状況に関する特別委員会」（以下、「脱植民地化委員会」）をソ連の主導によつて設置した²³³。「脱植民地化委員会」は、あらゆる植民地問題を討議し、決議や勧告を出すだけでなく、植民地現地からの請願を聞き、調査団を派遣する権限を持つてゐた²³⁴。この委員会に所属するソ連はその気になれば、アメリカ統治下の沖縄に調査団派遣を求めるなどして、アメリカを揺さぶることができたのである。

ケネディ率いるアメリカ政府はソ連がその対外政策で植民地主義批判を重要な柱の一つにしてゐると考えていた。一九六〇年一二月、国務省や国防省、そしてCIAの情報担当者らによつて作成された対ソ連の政策文書では、ソ連は膨大なコストが生じる全面核戦争を望んでいないことが確認される。そのため、ソ連は全面核戦争には至らない政治闘争や経済力および科学力の競争、そして転覆活動などを利用して、自由主義陣営の揺さぶりに取り掛かるだろうと分析する²³⁵。

当時、ソ連はアメリカを凌駕する経済成長率を示してゐた。ソ連の経済成長に加え、一九五八年のスプートニク打ち上げは、ソ連の科学技術力の高さを全世界に印象付けてゐた。こうしたソ連の実績から、急速な近代化を達成する手段として共産主義が新興国から称賛されていることをアメリカ政府も認めざるを得なかつた²³⁶。新興独立国

が抱える経済的・社会的問題がかつての植民地支配に少なからぬ原因があることから、こうした国々は必然的に植民地を保有する自由主義陣営よりも共産主義陣営に向かうことは必然と思われた。ケネディは、ハリマン（William Averell Harriman）やケナン（George Frost Kennan）らソ連専門家を集めた会議で、ソ連が「ナシヨナリズムや反植民地主義といった巨大な力」を利用することで勝利を目指していることが確認され、アメリカがどのようなナシヨナリズムや反植民地主義に向き合うべきか戦略を策定しなければならぬと結論付けていた²⁴⁶。

ケネディらは植民地問題が冷戦外交におけるアメリカの弱点であることをよく理解していた。自由主義陣営の主要国であるイギリスやフランスは植民地を保有しており、反植民地主義を掲げるアメリカと対立することが少なくなかった。アメリカが自由主義陣営の結束を強めるためイギリスやフランスに肩入れし過ぎれば、アジアやアフリカの新興独立国は失望し、共産主義陣営に向かいかねない。ケネディは、新興独立国に向けて、アメリカは植民地主義に反対であると強く表明していたが、一九六一年四月のカストロ政権転覆作戦（ピッグス湾事件）により、アメリカの反植民地主義には大きな疑問符がつくようになっていた²⁴⁷。シュレジンガーによれば、ケネディ政権は新興国から「帝国主義者たちの、それも役に立たない帝国主義者たちの集まりのように見えたのである²⁴⁸」。

ソ連が国際社会の反植民地主義を利用し冷戦外交を展開することが予想されるなかで、アメリカの沖縄統治が植民地問題として国際社会で注目を集まることは決して好ましいことではなかった。国務省は一九六一年夏に作成した対国連政策の文書で、アメリカ自身が沖縄統治を植民地主義として批判されることを次のように危惧している。

「植民地主義が終焉に向かうなか、アメリカが最後の植民地主義国の一つであることが皆の驚きを以て明らかになり、（中略）沖縄が醜い象徴になるかもしれない²⁴⁹。」

こうした矢先に、沖縄の立法院は一九六二年二月一日、「二・一決議」を全会一致で採択した。「二・一決議」

は全ての国連加盟国に宛てて、アメリカによる沖縄統治を植民地主義として次のように批判する。

「対日平和条約第三条によって沖縄を日本から分離することは、（中略）領土の不拡大及び民族自決の方向に反し、国連憲章の信託統治の条件に該当せず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態もまた国連憲章の統治に関する原則に反するものである。一九六〇年一月十五日第十五回国連総会において『あらゆる形の植民地主義を速かに、かつ、無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する』旨の『植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言』『植民地独立付与宣言』が採択された今日、日本領土内で住民の意志に反して不当な支配がなされていることに対し、国連加盟国諸国が注意を喚起されることを要望し、沖縄に対する日本の主権が速かに完全に回復されるよう尽力されんことを強く要請する。」

言葉も厳しいが「二・一決議」採択のタイミングもアメリカに都合が悪かった。国連の「脱植民地化委員会」の初会合が二月一日に予定されており、「二・一決議」を受領したアジア・アフリカ諸国やソ連率いる共産主義陣営が、この委員会で沖縄問題を取り上げてくることが予想されたからである²¹⁾。また、「二・一決議」が親米与党である沖縄自民党も含めて全会一致で採択されたことは、親米や反米を超えて、「二・一決議」が沖縄全体の民意であると見なされる理由となりえた。

このように、決議の内容や採択のタイミング、そして与野党を超えた全会一致の採択であることから、一見すると、沖縄側が国際社会の動向をにらみ、入念な準備を重ね「二・一決議」を採択したように見える。だが、沖縄の与野党ともに、国際社会の反植民地主義の言説が持つ意義について熟慮し「二・一決議」を採択したわけではなかった。新崎盛暉氏によれば、沖縄自民党は決議採択に際して、沖縄の日本復帰のためには「岸信介でもフルシチョフでも、何のためらいもなく利用」する仲吉良光・元首里市長の言動に「何となく引きずられた」という。他方、

野党勢力も「厳密な計算と展望があつたか」とこれらもまた、それほどはつきりしたものはなかつたようにみえる²⁴⁸」。

「二・一決議」採択後の二月六日、沖縄自民党総裁である大田は「二・一決議」の謝罪のために、キャラウェイ高等弁務官を訪ねた。大田がキャラウェイに語ったところによると、立法院の各派代表である翁長助静（沖縄自民党）、長浜清栄（社大党）、古堅実吉（人民党）、知念朝功（無所属）で構成された起草委員会が、「二・一決議」の決議案を作成していた²⁴⁹。しかし、起草委員会の議論はまとまらず、決議採択当日の二月一日の朝になつても決議案の調整を終えることができなかった。沖縄自民党の代表である翁長は、事前に植民地問題について党内で説明を受けていたこともあり、「二・一決議」案文の「植民地独立付与宣言」への言及などに抵抗したと思われる²⁵⁰。だが、立法院開会の二月一日に復帰決議を採択することは慣例となつていた。そのため、翁長は「従来よりその要請する基本的態度が強化された」と立法院で述べたように自らを納得させ、野党主導の「二・一決議」の案文を受け入れることにしたと思われる²⁵¹。立法院の本会議では、急いで印刷された決議案を議員らは一読することもなく、「二・一決議」を全会一致で採択した。大田は、立法院で圧倒的多数を握る自民党が起草委員会に一人しか代表を送らなかつたことは過ちだったとし、沖縄自民党の多くの議員が思慮に欠け、安易な態度を取つたことが今回の大惨事を招いたと述べた²⁵²。

沖縄側の意図がいかなるものであれ、「二・一決議」はアメリカの沖縄統治を植民地問題として国際化しかねなかつた。アメリカ政府内ではいかに沖縄問題の国際化を防ぐかが真剣に検討される。国務省は「脱植民地化委員会」が沖縄を取り上げる可能性を念頭に、この委員会に関係する国のアメリカ大使館や領事館へ、アメリカの立場を説明するための覚書を送付していた²⁵³。キャラウェイに対しても「二・一決議」を国務省に転送してくれれば、国連

加盟国へ送付しないことに国務省が責任を取り、送付不履行への非難の「泥をかぶってもよい」と助け舟を出していた⁵⁵⁾。国務省と軍部は沖縄統治のあり方をめぐって長らく対立してきたが、「二・一決議」はそうした対立を一時的に棚上げにしていたのである⁵⁶⁾。

「二・一決議」に激怒したキャラウェイは、立法院には諸外国へ決議を提出する権限はないとし、決議を立法院に突き返すという「強権的」な案を提起した⁵⁷⁾。このことはキャラウェイが、国際社会における脱植民地化の潮流を軽視していたことを必ずしも意味するわけではない⁵⁸⁾。だが、キャラウェイからすれば、アメリカは沖縄を経済的に搾取するどころか、むしろ経済援助の恩恵を与える側であり、沖縄がアメリカの植民地であるという非難はまったくの心外だった。むしろ、キャラウェイからすれば、「フランスがアルジェリアを併合したように」、日本は沖縄を併合し、沖縄の人々を「第五級市民として扱ってきた」のである。キャラウェイにとってアメリカを植民地主義と非難し、沖縄を植民地のように扱ってきた日本への復帰を要求する「二・一決議」は、「単なる政治的な策謀」にしか見えなかった⁵⁹⁾。

立法院決議の差戻しには前例があった。一九五五年八月、立法院は、国連や日本政府に宛てた「原子兵器使用禁止要請決議案」を全会一致で可決していた⁶⁰⁾。この時、キャラウェイのかつての上司だったレムニツァーも、沖縄統治の責任者として次のように述べ、この決議の送付を拒否していた。

「この決議は琉球政府に与えられた立法権限をはるかにこえている。民政長官として、これを受理することは、不適當と思う。立法院議員は、琉球住民が直面している、いろいろの経済、社会問題の解決になお一層の活動を行い、建設的な努力を続けることが望ましい⁶¹⁾。」

キャラウェイはレムニツァーがそうしたように「二・一決議」を差戻そうとしたわけだが、陸軍省は一九五〇

年代には可能だった送付拒否を、「二・一決議」にも適用することに躊躇した²⁸²。送付拒否という行為自体が、表現の自由のはく奪といった批判を生み出し、植民地主義批判につながりかねなかったからである²⁸³。とはいえ、「二・一決議」が全世界に送付されれば、アメリカが植民地主義国として批判されることは想像に難くなかった。「二・一決議」はアメリカ政府を困難な立場に追い込んでいた。

「二・一決議」の処理が手詰まるなか、アメリカ政府内である妙案が浮上する。「二・一決議」をいったん受領し、「検討中」としたうえで、決議をアメリカ政府内に留めておくという案である²⁸⁴。実は、これまで採択されてきた立法院による日本復帰決議は、宛先である日本政府などに送付されていなかった²⁸⁵。陸軍省はすべての復帰決議を棚上げて処理してきたのである。陸軍省は、沖縄からこれまでも復帰決議の送付状況を追及されてこなかったことから、「二・一決議」についても同様の手法で乗り切れると考え、この案を出したと思われる。しかし、今回も沖縄から決議の送付状況について追及がないという保証はなかったし、既に日本国内で大きく報道されていた「二・一決議」について諸外国、特にソ連から照会がないとも限らなかった。それでも、この他に有力な案を持たなかったアメリカ政府は「二・一決議」を「検討中」とし、急場をしのごうとした。

こうして「二・一決議」はいったん棚上げされるものの、この決議は昨年から進んでいたアメリカの沖縄政策の見直しにも大きな影響を及ぼすこととなる。

ケネディ政権は、一九六〇年の安保条約の改定時に見られた日本国内の激しい抗議運動を見て、沖縄政策を含めた対日政策の見直しを不可避と認識していた²⁸⁶。一九六一年六月の池田・ケネディ会談で沖縄住民の福祉増進が表明され、キャラウェイ高等弁務官からも沖縄援助の拡大が要望されていた²⁸⁷。ケネディは省庁の垣根を越えた作業部会を設け、沖縄政策の再検討に取り組むこととなる²⁸⁸。この作業部会は、大統領特別補佐官のカール・ケイセン

(Carl Kayson) を長としたことからケイセン調査団とも呼ばれている²⁸²⁾。ケイセン調査団は、沖縄住民の福祉増進という目的から、国務省や国防省のみならず、国際協力庁や労働省からの代表で構成されていた。ケイセン調査団は、一九六一年八月から一二月まで活動し、一〇月には沖縄に約二週間滞在し沖縄の現地情勢を調査していた。一二月に作成されたケイセン調査団の最終報告書（以下、ケイセン・レポート）は、日米両政府による沖縄援助の増大や沖縄住民の自治権拡大などを勧告、この勧告はのちに「ケネディ新政策」と呼ばれる政策の骨子となった。ただし、ケイセン調査団を結成した時点でアメリカ政府は、沖縄の政治問題を沖縄住民との関係や日本との関係から考えており、国際社会の植民地主義批判との兼ね合いから沖縄統治を考える傾向は強くなかった²⁸³⁾。

だが、「二・一決議」の採択以後、アメリカ政府内では、ケイセン・レポートを国連外交の観点から見直す動きが出てくる。ケイセン・レポートでは、沖縄住民の認識として、自らを日本人と考えており、日本を母国と見なししているという事実を指摘するに留まっていたが、一九六二年三月に公表された「ケネディ新政策」ではケネディ自らが「私は、琉球が日本領土の一部であることを認める」とさらに踏み込んだ表現になっていた。

また、ケネディは「琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少く（原文ママ）するため、いくつかの特定の措置を取るよう指令した」と述べ、従来以上に、沖縄統治における日本との協力関係に前向きな姿勢を見せていた。アメリカ政府はこれまでも、沖縄統治への日本政府の協力を認めてきたが、それは日本政府の意向に配慮し、良好な日米関係を維持することを目的とするものだった²⁸⁴⁾。「島ぐるみ闘争」後、一九六〇年六月に作成された対日政策文書（NSC 6008/1）においても、日本政府の沖縄統治への関与は「同情的に考慮される」と消極的に認められるにすぎなかったのである²⁸⁵⁾。

こうした政策変化について河野氏は、国連でアメリカの植民地問題が議論されるとき、沖縄がアメリカの植民

地ではなく日本の一部であると主張するときには有用であるとの認識がアメリカ政府にあったと紹介している。極東問題担当国務次官補のハリマンはケネディ大統領やラスク国務長官に宛てた覚書で、国連の「脱植民地委員会」が活動を開始し、アメリカの沖縄統治を植民地問題として取り上げる可能性があり、日本政府との協力の必要性を説いたという。河野氏は、ハリマンの覚書に対するケネディ大統領がいかなる対応を取ったかを示す資料は存在しないと述べている²³³。だが、既に見たように、ケネディはソ連が外交戦略で反植民地主義を利用してくることを想定していた。このことを踏まえれば、ケネディが沖縄と植民地問題との結びつく可能性を視野に、それに備えて従来以上に日本との協力関係を重視した姿勢を表明したと見ることは可能だろう。

「ケネディ新政策」で示された日本との協力関係が試される時はすぐにやって来た。四月二五日、「二・一決議」に触発された帆足計・衆議院議員（社会党）が、国連へ沖縄返還を訴える請願書を持ち込んだからである²³⁴。国連外交の舞台であるニューヨークで、アメリカと日本は沖縄をめぐる責任をなすり付け合うことになった。アメリカ国連代表部は、沖縄が「脱植民地化委員会」で議題にならないよう日本が動くべきだと主張したが、日本の国連代表部は、施政権を持つアメリカこそが責任を果たすべきだと国連で矢面に立つことを決めたのである²³⁵。こうした責任のなすり付け合いは、「二・一決議」の処理をめぐる、東京の駐日大使館と外務省の間でも行われていた²³⁶。アメリカ政府は、自国が植民地主義国と批判されている手前、自ら釈明するよりも、日本がアメリカを支持するほうが効果的であると考へたとみられる。しかし、日本政府も自国領土である沖縄がアメリカに支配されていることを国際社会で公に支持することは、国内政治上、難しかった。「ケネディ新政策」で示された日本との協調は必ずしも容易ではなかったのである。アメリカ国連代表部は日本政府の態度にいら立ちを示し、次のように述べていた。

「日本が沖縄問題で前面に出たくないことは明らかである。しかしながら、我々は日本に彼らの立場を「脱植民地化委員会」事務局や議長に明らかにするよう促し続けるべきであると信じる²⁵⁶⁾。」

日本政府としても、国連で沖縄が取り上げられることは好ましいことではなかった。沖縄統治を支持するよう迫るアメリカと、沖縄返還を望む国内世論との間で板挟みになることは火を見るより明らかだったからである。そうした事態を避けるため、日本政府は水面下で、沖縄が国際社会で取り上げられることがないよう各国に働きかけていたこともあったようである²⁵⁷⁾。「二・一決議」採択時にも沖縄は「植民地」にはあたらない、と声明を出し、問題の沈静化に動いていた²⁵⁸⁾。

だが、日本政府は沖縄について「植民地」ではないにしろ、「非自治地域」に該当せざるを得ないと考え、アメリカ政府にソ連の動向に注意を払うよう促している²⁵⁹⁾。「非自治地域」とは、国連憲章第七三条によれば「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域²⁶⁰⁾」である。この定義は一九六〇年の国連総会決議により、「地理的に施政国から分離し、人種的、文化的に施政国とは別個の地域、あるいは、行政、政治、法律、経済、歴史の点で本国に従属する地域」と、より具体化された²⁶¹⁾。こうした定義に従い、外務省は「沖縄は、現在米国の施政下に置かれ形式的には上記「非自治地域」の定義に該当する地域であるとの議論もなし得よう」と国会答弁資料を作成していた²⁶²⁾。「植民地独立付与宣言」にも「非自治地域」への言及があり、その第五節には、「非自治地域」の住民の自由に表明する意志及び希望に施政権国は従わなければならない、とある。日本政府は、ソ連が「非自治地域」の規定や「植民地独立付与宣言」、さらに「二・一決議」を持ち出し、沖縄問題を「脱植民地委員会」で取り上げてきた場合、それに抵抗することは難しいと考えていたと思われる²⁶³⁾。

結局のところ、「二・一決議」が国際社会で大きく取り上げられることはなかった²⁶⁴⁾。沖縄側は、やはり「二・

「一決議」の行方をアメリカ政府に強く問い質すことはなかった。また、国連の「脱植民地化委員会」もアフリカ地域の植民地問題で手いっぱいになり、その他の地域を検討する余裕がなかった⁸⁵。ソ連が「脱植民地委員会」で沖縄を取り上げなかったのは、国際世論の注目が集まっているアフリカ植民地問題を取り上げる方が、自由主義諸国への攻撃としてより効果的であると考えたからかもしれない。アメリカはいくつかの幸運に恵まれ「二・一決議」をかわすことに成功した。

とはいえ、国際社会からの植民地主義批判への備えとして、日本政府の協力が重要であることに変わりはなかった。沖縄統治に日本政府の協力を求める方針は、「ケネディ新政策」以降の対日政策でも継承されていく。国務省は一九六三年五月に『日本の将来』という対日政策文書を作成し、沖縄統治に「日本の協力を維持し強化するため努力する」という方針を踏襲した⁸⁶。この文書の形成過程で、軍部は『日本の将来』が日本に融和的過ぎるとして練り直しを要求したが、沖縄統治に日本の協力を求める方針には批判を加えなかった⁸⁷。軍部は、これまで沖縄統治への日本の関与を抑制しようとしてきたが、この頃までに、沖縄統治を継続するために日本政府の協力を求める方針に異議を唱えなくなる。「二・一決議」をめぐる一連の騒動は、日本の協力が沖縄統治に必要な不可欠であるとの認識を、アメリカ政府内に定着させていくのに小さくない役割を果たしたと思われる。

「二・一決議」は、その後、沖縄返還の検討を提言するライシャワー駐日大使にも強い危機感を抱かせていた。ライシャワーは「沖縄に行ってみるまで、私は沖縄についてはあまり考えたことがありませんでした」と自伝で述べている⁸⁸。だが、実は太平洋戦争の終結以来、アメリカ政府内で日本との戦後処理の問題に携わっており、アメリカによる沖縄保有の関する会議にも参加していた⁸⁹。

ライシャワーはこの時、沖縄の処遇について薩摩藩に属していた島々と琉球王国に属していた島々との間で境界

を定めるよう主張していた²⁹³。ライシャワーの考えが採用された会議文書には「深刻な少数民族問題」が起きないように、北緯二八度四〇分（トカラ列島と奄美群島の間）以北を日本の領土とするよう勧告している²⁹⁴。終戦直後のライシャワーの著作である『日本―過去と現在』の付録である「日本帝国と帝国の最大侵攻線」と題する地図でも、硫黄島、小笠原諸島、奄美大島が日本本土と同じ着色であるのと対照的に、沖縄本島以南の島々は、樺太、千島列島、満州、朝鮮、台湾と同じ白抜きであり、日本本土と同様には扱われていない²⁹⁵。この頃、ハーバード大学から出版されたライシャワーによる『アメリカと日本』においても「日本は（中略）一八七五年以来、議論の余地なく日本の領土である小笠原諸島に対して、はっきりとした法的な権利を持っている」のに対し、「九州と台湾の間に広がっている琉球列島については、はっきりとしない」と述べ、沖縄住民の独立や中国への統合の可能性まで論じていた²⁹⁶。この著作では、「琉球人（Ryukyans）」の人口が少ないことや、その貧困状況から近い将来の独立は困難であることから、日本への統合が現実的であると論じている²⁹⁷。この時期、ライシャワーは沖縄の日本復帰を主張してはいたものの、沖縄住民を「琉球人」と呼び、独立の可能性まで論じていたことなどから、日本復帰が自明のものとは考えていなかった。

だが、サンフランシスコ平和条約が発効し、沖縄での日本復帰運動が強まっていくと、ライシャワーはこれまでの考え方を見直すようになる。一九五三年一月のある国際会議に提出した論文で、ライシャワーは「琉球の原住民人口約八〇万人は明らかに日本人とともに琉球の日本復帰を望んでいる」と述べている²⁹⁸。一九五五年に出版された『転機に立つアジア政策』では、地元住民の日本への復帰願望よりも軍事的重要性が重視され、アメリカの信念である自決権の原則から外れている政策がとられ、琉球列島にはアメリカの「植民地問題」があるとより強くアメリカの沖縄統治を非難している²⁹⁹。

アメリカの沖縄統治を「植民地問題」と捉えていたライシャワーは、アメリカの沖縄統治を植民地主義と非難する「二・一決議」に強い危機感を抱くこととなる。ライシャワーはこの決議が出た直後、家族への手紙で「琉球問題がここ最近の最大の厄介な問題であり、これが国際的な問題に爆発するのではないか」と述べていた⁶⁵⁾。

ライシャワーが大使に就任してから推し進めていた日米パートナーシップ路線も、アメリカの沖縄統治が植民地支配であるとの批判を避けるという目的も持つようになっていた。ライシャワーはこの点について一九六三二月に備忘録で次のように書き残している。

「九五〇〇万人の日本国民が現状の『植民地状態』に怒りを爆発させ、（中略）問題が国連の場にも持ち込まれようなものなら大変なことになる。その場合は、おそらく沖縄における我々の地位を維持することは不可能だろう。だからこそ、我々は、日本政府と協力していく方針を決めたのだ⁶⁶⁾」。

ところが、既に見たように、アメリカ政府にとって日本政府の協力は必ずしも頼りになるものではなかった。ベトナム戦争激化に伴う日本国内の反米感情の高まりは、日本政府の協力をより一層危ういものにした。一九六五年以降にベトナム戦争が激しさを増していく様子を、日本人は家庭に普及しはじめたカラーテレビで目の当たりにしていた。終戦から二〇年が経過したとはいえ、日本人にとって戦争の記憶は生々しく、ベトナム戦争のリアルな映像は日本人の反米感情を高めていくには十分だった。日本の保守派ですらベトナム戦争について懸念を抱くようになり、革新派は、世論の反米感情に支えられながら、日本政府やアメリカへの批判を繰り広げていった⁶⁷⁾。

ライシャワーはこうした日本国内の反米感情の高まりから、たとえ自民党政権であったとしても、反米的な政策をとり始めるのではないかと警戒した⁶⁸⁾。一九六五年七月、アメリカ政府に沖縄返還の検討を迫ったライシャワーの電報は、以下のように述べている。

「日本政府との完全な協力がなければ、琉球におけるアメリカの地位は維持できなくなるだろう。それは、深刻になりうる現地での政治的動揺のためではなく、日本が国連やその他の国際的な場で琉球問題について言及する場合の国際的な反響のためである²⁰¹⁾。」

ライシャワールの指摘にあるように、日本が国連に沖縄問題を持ち込むことになれば、アメリカの沖縄統治は著しく困難になっただろう。しかし、たとえ日本が提起せずとも、何らかの展開で国連が沖縄を取り上げることになれば、米国と国内世論の板ばさみとなった日本のアメリカへの支持は危ぶまれた。かといって、このまま現状維持を続けても、出口が見えないベトナム戦争への日本人の不満が、アメリカの沖縄統治への批判に向かいかねなかった。日本の国内世論は、ベトナム戦争遂行のためにフル稼働する沖縄のアメリカ軍基地に注目するようになり、沖縄問題に敏感になっていったからである²⁰²⁾。

従来、このライシャワールによる沖縄返還の提言は「一九七〇年問題」との関係から取り上げられてきた²⁰³⁾。アメリカは安保条約の更新年である一九七〇年に、沖縄住民や日本人の反米感情が爆発することを恐れ、沖縄返還の検討に向かったとされてきた²⁰⁴⁾。そのためか、ライシャワールの沖縄返還の提言における国際社会からの植民地批判についての警告は大きな注目を集めてこなかったように見える。だが、ライシャワールが「二・一決議」以来、沖縄問題の国際化を恐れてきたという経緯も踏まえれば、この提言では国際社会からの植民地批判への比重も大きかったと言えよう。また、既に見たように「二・一決議」をきっかけに、国務省だけでなく陸軍省も、国際社会からの植民地批判を懸念するようになっていた。国際社会からの植民地批判への懸念は、ライシャワールの提言の重要な動機になっていただけでなく、アメリカ政府がこの提言を受容し、沖縄返還へ向かう際に重要な要因だったのである。

ライシャワールが、自民党政権ですらアメリカへの協力を取り下げるのではないかと警戒した背景には、ライシャ

ワ―の日本人観の影響もあった。ライシャワーは沖縄住民を民族的に日本人であると見なし、アメリカの沖縄統治は、日本人の民族感情を刺激するナショナリズムの問題であると考えていた。異民族支配であるアメリカの沖縄統治は、何らかのきっかけがあれば、すぐに手に負えなくなる潜在的な危険性を持つと思われたのである³⁶⁾。

また、ライシャワーにとって日本は、経済力はいったものの、いまだその行動に信頼を置けない「教室の隅に座っている体の大きな男の子」だった³⁷⁾。ライシャワーは池田勇人や佐藤栄作といった首相クラスの人物についても「我々の指導と教育が必要」としている³⁸⁾。ライシャワーにとって日本人は、何が自分の利益になるかを教育しなければならぬ、危なっかしい子どものものであり、日本は自国の利益を理解しながら国際社会でアメリカの沖縄統治に協力し続けるかどうかまったく心もとない存在だった。

これに対して、日本人を「西太平洋の英国人」と考えたキャラウェイは、ライシャワーのような見方をとらなかつた。キャラウェイは、たとえ自民党が選挙で敗北し、日本社会党が政権を取ったとしても、社会党政権は国益のためにアメリカとの関係を維持し続けるだろうと見ていた³⁹⁾。キャラウェイは、沖縄統治への日本政府の関与を抑えようとしたと言われるが、そうした姿勢には、日本との協力関係を維持するためにことさら日本人をなだめすかす必要はないという判断があった⁴⁰⁾。

しかし、キャラウェイのように日本人を「西太平洋の英国人」と見なす、つまり将来的な日米の結び付きを当然視し、従来通り沖縄統治を継続できると考える人々は一九六〇年代半ばのアメリカ政府では少数派だった⁴¹⁾。かりにキャラウェイの見解がアメリカ政府内で多数派であれば、アメリカの沖縄政策は、極東に脅威と緊張が存在する限り沖縄を保持するという「ブルースカイ・ポジション」を取り続け、返還の検討もより先のことになっていたかもしれない。

だが、ここまで述べてきたように、アメリカは国際社会の反植民地主義の盛り上がりを前に、アメリカの沖縄統治が揺らぐことを強く懸念するようになっていた。キャラウェイの「自治神話」演説は、まさに国際社会から植民地批判をまねきかねない言動だった。とくに、「自治神話」説はアメリカ国連代表部を大いに困惑させた。アメリカ国連大使のステイブソン（Adlai Ewing Stevenson II）はマクナマラ国防長官へ宛てた手紙で、「自治神話」説について以下のように述べている。

「率直に言って、私はこの演説を一読して大いに驚きました。なぜなら、この演説は、国連における我々の利益を深刻に傷つけうるのみならず、日本や他の国々と我々とのあいだに、まったくもって不必要な問題をもたらしかねないからです。自決と自治が我々の世界政策の要石となっているときに、琉球の人々の政治問題を処理するアメリカの高官がこうした発言をしなければならぬというのは最も遺憾なことです³¹²。」

また、国際社会からの植民地批判に敏感だったライシャワーもキャラウェイの「強権的」統治を問題視した。ライシャワーは当初キャラウェイを称賛していたが、キャラウェイが植民地批判を招きかねない「強権的」統治を展開したことから「政治的に粗野で洗練されていない」とキャラウェイの評価を一変させている³¹²。

従来、キャラウェイの「強権的」統治の問題は、沖縄住民の反発を招いた点に求められてきた。だが、より深刻な問題は、国際社会から「強権的」統治が植民地支配のあらわれであるとの批判を招いてしまう点、つまり、住民の支持の有無にかかわらず、「強権的」統治が植民地主義批判と結びつき、アメリカの沖縄統治の継続をより危うくしてしまう点にあったのである。

キャラウェイは「自治神話」説について「世界を対象に講演したのではない」と述べている³¹³。この言葉があらわすように、キャラウェイの情熱は内部、沖縄統治に全力が注がれた一方で、その統治が外部、国際社会からど

のように映るかを考える視点が欠落していたと評価せざるをえない。かりに、「自治神話」説が国際社会の植民地主義批判を引き起していれば、軍部も含めたアメリカ政府内のキャラウェイ評価は一変し、キャラウェイは更迭されていたかもしれない。ただ、日々起こる沖縄現地の問題を、軍事的要請と両立させつつ、国務省や日本政府にも目配りしながら処理しなければならぬキャラウェイにとって、国際社会の動向もにらみながら統治をおこなうというのは職分を越えた話ではあった。

おわりに

沖縄は、アメリカが冷戦政策を推し進めるにあたってきわめて重要な一大軍事拠点だった。沖縄は、朝鮮戦争やベトナム戦争で後方支援基地として機能してきただけでなく、他の在日アメリカ軍基地とともに、東アジア周辺諸国の軍事行動を抑止してきた。

沖縄の軍事的重要性を知るキャラウェイにとって、高等弁務官の任務が沖縄統治の安定した継続であることは明白だった。キャラウェイは、高等弁務官に着任する以前の日本での勤務経験から、アメリカ軍の海外展開が引き起こす現地住民との摩擦の問題を熟知していた。そのため、高等弁務官に着任した当初、キャラウェイは沖縄住民との摩擦を避けようと、穏健な統治を進めた。

しかし、キャラウェイは沖縄統治を進めるにつれ、これまでの穏健な統治路線を見直すようになる。アメリカ統

治下で自治を担う琉球政府、その与党である沖縄自民党の政権運営が、無責任なものと思われたからである。琉球政府は沖縄の金融機関に蔓延する汚職を放置し、取り付け騒ぎを引き起しかねないような金融機関への監督を怠っていた。また、琉球政府は、アメリカからの沖縄援助資金を当てにして減税を試み、徴税にも熱心でなかった。沖縄援助予算の獲得のため、キャラウェイは歴代高等弁務官で初めてアメリカ議会で証言しなければならず、緊縮派の議員らを説得するにあたり、琉球政府のこうした姿勢を見過ごすことができなかった。「いかなる仕事においても一二〇%の完璧さを望む」と公言するキャラウェイの勤勉な性格が、沖縄政界の仕事ぶりに満足できなかったということもあったのだろう。親米勢力であるはずの沖縄自民党がアメリカの沖縄統治を植民地主義と非難する「二・一決議」に賛成票を投じたことは、キャラウェイの心中に蓄積されていた怒りを爆発させた。キャラウェイは琉球政府や沖縄自民党に見切りをつけ、「キャラウェイ旋風」を始めとした「強権的」統治に踏み切っていくのである。

従来、キャラウェイの「強権的」統治に対し、沖縄住民は激しく反発したとされてきた。しかし、日頃より琉球政府の無策に不満を抱いていた少なくない沖縄住民は、キャラウェイの「強権的」統治を支持した。沖縄の有力者らによるキャラウェイ留任を訴える請願文や、沖縄住民からキャラウェイへの大量の感謝状は、キャラウェイ統治が沖縄住民の生活向上にいかにも貢献したかを明瞭に描いている。もちろん、キャラウェイの「強権的」な手法に不満が生じたという従来の指摘は間違ではない。だが、キャラウェイ統治に対する沖縄住民の支持を踏まえると、キャラウェイの「強権的」統治への反発がアメリカに沖縄返還を検討させるほどの激しさを持ったとする従来の見解は一面的と言わざるを得ないだろう。

キャラウェイが「強権的」統治に踏み切るきっかけとなった「二・一決議」は、アメリカ政府にとって国際社会

から植民地批判を巻き起こす起爆剤のように映った。一九六〇年以降、国際社会で反植民地感情が高まっていたなか、「二・一決議」は、その国際社会に向けて、アメリカの沖縄統治を植民地主義と訴えたからである。「二・一決議」が引き金となり、国連で沖縄が取り上げられれば、ソ連を盟主とした共産主義陣営が旧植民地諸国を巻き込み、アメリカを痛烈に非難してくることは想像に難くなかった。

このとき、アメリカは幸運にも助けられ、「二・一決議」をやり過ごすことができたが、沖縄統治が植民地批判を招きかねない、異民族支配であるという根源的な問題は残った。一九六五年、ライシャワー駐日大使はアメリカ本国に対し沖縄返還の検討を提言するが、その判断の裏には、アメリカの沖縄統治と国際社会の植民地主義批判が結びつくことへの懸念があった。もし両者が結びつけば、アメリカはソ連やアジア・アフリカ諸国からの非難で窮地に立ち、アメリカの沖縄統治が継続できなくなる恐れがあったからである。アメリカの冷戦戦略上重要だった沖縄は、冷戦外交の上ではアメリカにとってのアキレス腱となりつつあった。

こうしたアメリカ政府の危惧を踏まえれば、キャラウェイの「強権的」統治の問題は、住民が反発したか否かよりも、「強権的」であるがゆえに植民地批判を呼び寄せかねなかった点に求められる。沖縄に自治は存在しないとした「自治神話」説も、内容の当否や住民の反応より、それが植民地批判の火種を作ったところに問題があった。とはいえ、不用意な発言はあるものの、キャラウェイ自身は大統領行政命令に沿った高等弁務官としての職務に励んだにすぎない。キャラウェイの「強権的」統治の問題をつきつめれば、それはキャラウェイ個人の問題というよりも、一九六〇年以降に加速した脱植民地化という潮流によって、アメリカの沖縄統治そのものが限界を迎えつつあったことにいきつく。

キャラウェイ統治以後、アメリカ政府は、ベトナム戦争が激化するなかで沖縄返還の検討を進めていく。「ブル

「スカイ・ポジション」の言う「極東に脅威と緊張が存在する」にも関わらず、沖縄返還は動き出していったのである。このことには、沖縄問題に関して国際社会に新たな政治上の脅威が生まれていたことも関係していたと言えるだろう。

沖縄返還研究の動向

——クラブ論文を手がかりに——

真栄城拓也

はじめに

第一章 「潜在主権」条項と沖縄の長期保有の決定

第二章 沖縄返還への道

第三章 「核抜き・本土並み」の決定

おわりに

はじめに

一九六五年八月に現職総理として戦後初めて沖縄を訪れた佐藤栄作首相は、「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、我が国にとって『戦後』が終わっていない」と演説し、沖縄返還の実現が持つ日本にとっての意義を強調した³¹⁴。沖縄返還は、沖縄住民に限らず日本国民全体の悲願であったし、それは坂元一哉の言葉を借りれば、戦後の日米関係を傷つけてきた最大の「とげ」を抜くものだった³¹⁵。沖縄返還によって日本外交の基盤である日米関係はより安定したものになったのである。沖縄返還のこうした重要性からこれまで数多くの研究が積み重ねられてきた。

沖縄返還の研究は、それが実現した一九七〇年代に最初のピークを迎えた。日米両国の外交文書が未公開だったこの時期に、渡辺昭夫は、新聞や議会議事録などの公開資料を活用し、政党及び民間団体の動向を分析することで、沖縄返還問題をめぐる国内政治状況を明らかにした²¹⁶。一九七五年には、日本国際政治学会が学会誌『国際政治』で「沖縄返還交渉の政治過程」という特集を組んでいる²¹⁷。渡辺の著作と合わせたこれら二つの書物が初期の沖縄返還研究の重要な成果と見なされている²¹⁸。

第二のピークは、冷戦が終結し、アメリカ側の資料公開が進んだ一九九〇年代以降から二〇〇〇年代初頭までの時期にみられた。一九九四年に、河野康子は『沖縄返還をめぐる政治と外交―日米関係史の文脈』を出版し、日本が高度経済成長を果たし日米関係の力関係が日本側に傾いていくことで、沖縄返還を可能にする政治的・外交的條件が作り出されていたことを明らかにした²¹⁹。この年にはまた、沖縄返還交渉時に佐藤首相の密使を務め、核密約の形成に携わった若泉敬が『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』という回顧録を公表している²²⁰。二〇〇〇年には宮里政玄が『日米関係と沖縄―一九四五―一九七二』で沖縄返還問題をめぐる日本、アメリカ、沖縄の相互関係を論じた。同年、我部政明は『沖縄返還とは何だったのか―日米戦後交渉史の中で』で本来ならば沖縄返還時にアメリカ側が負担すべき財政支出を日本側が秘密裏に支出することを約束した財政密約の存在を指摘している²²¹。その翌々年には、ロバート・D・エルドリッジの『沖縄問題の起源―戦後日米関係における沖縄―一九四五―一九五二』により、アメリカによる沖縄統治を法的に確定したサンフランシスコ平和条約第三条、いわゆる「潜在主権」条項の形成過程が詳細になった²²²。

第三のピークは、二〇〇〇年代後半以降に進展した日本側の資料公開によってもたらされた。信夫隆司は『若泉敬と日米密約―沖縄返還と繊維交渉をめぐる密使外交』で若泉が核密約とは別に結んでいた繊維密約の取り決めや

その実施過程を分析し、「縄と糸の交換」と呼ばれる沖縄返還交渉の実態を解明した³³³。池宮城陽子は『沖縄米軍基地と日米安保―基地固定化の起源 一九四五―一九五三』で「潜在主権」条項の暫定性を指摘し、平和条約の形成過程だけでなく平和条約締結以降の再軍備に消極的な日本外交の展開も踏まえ、アメリカによる沖縄の長期保有の決定過程を検討している。中島琢磨は『沖縄返還と日米安保体制』で、従来、アメリカ側の資料から間接的に知り得るに過ぎなかった沖縄返還交渉における佐藤政権の動きを詳細に明らかにしている³³⁴。こうして沖縄返還問題は日米両国の資料から実証的に分析されるに至ったのである。

このように沖縄返還合意以降の研究を振り返ってみると、第一の研究ピークに属し、日米両国の公文書が公開されない状況で執筆された論文でありながら、第二、第三のピークに属する研究が必ず参照している論文があることがわかる。その論文が、プリシラ・クラップ (Priscilla Ann Clapp) による「沖縄返還交渉―ワシントンにおける官僚間の相互作用、一九六六年―一九六九年」(以下、クラップ論文)である³³⁵。

クラップは論文執筆当時、ブルッキングス研究所 (Brookings Institution) に勤め、ジョンソン政権期からニクソン政権期にかけて沖縄返還問題に携わったハルペリン (Morton Halperin) とともに日米の安全保障問題についての研究に従事していた³³⁶。右の論文はその研究の一環として、沖縄返還交渉に携わったアメリカ政府の官僚たちへのインタビューに基づき執筆されたものである。A五判で三六頁のこの英語論文は、四つのパートから構成されている。第一のパートは、沖縄返還交渉の前史と言える部分であり、一九四五年から一九六〇年代半ばに至るまでのアメリカ政府内における沖縄問題への取り組みが記述されている。第二のパートでは、一九六七年に開催された日米首脳会談、そして、第三のパートでは沖縄返還の決定が発表された一九六九年の日米首脳会談に至るまでのアメリカ政府内の動きが分析されている。第四のパートでは結論として、アメリカ政府内で沖縄返還について合意が得られた要

因が検討されている。

クラブ論文について河野は、「核抜き・本土並み」による沖縄返還の決定に関する重要文書である国家安全保障研究覚書第五号（National Security Study Memoranda 5；以下、NSSM5）や国家安全保障決定覚書第一三号（National Security Decision Memorandum 13；以下、NSDM-13）の存在を指摘したことから、「先駆的研究」と高く評価する³²⁷。中島もクラブ論文の成果について、次のように述べている。

「クラブの研究を通じて、緊急時の核兵器の沖縄への持ち込み・配備と、沖縄の米軍の他国への戦闘作戦行動という、沖縄の基地の態様をめぐる交渉の主要論点が明らかとなった。また、交渉の重要局面である一九六五年、六七年、および六九年のそれぞれの日米首脳会談の争点が整理され、以後の研究の道標となった³²⁸。」

本稿は、沖縄返還研究の「道標」となったクラブ論文を手がかりに、沖縄返還研究において重要視されてきた三つの論点に対する先行研究の見解を整理する。三つの論点の一つ目としてアメリカによる沖縄の長期保有の決定過程、二つ目として返還の検討に向かった過程、そして、三つ目として「核抜き・本土並み」の決定過程を扱う。この作業を通じて、沖縄返還研究が何をどこまで明らかにしてきたのかが明白になるだろう。そのうえで、最近の沖縄返還研究に見られる新たな展開を紹介し、今後の展望を考えてみたい。

第一章 「潜在主権」条項と沖縄の長期保有の決定

アメリカによる沖縄統治を法的に確定したサンフランシスコ平和条約第三条、いわゆる「潜在主権」条項は、沖縄返還問題の起源と言える。年代順に進展する公文書公開の性質もあり、「潜在主権」条項については、実証的な研究がいち早く蓄積されていった。沖縄返還の実現後すぐに書かれた、沖縄返還研究の第一のピークのなかに位置づけられるクラブ論文も、「潜在主権」条項の成立過程については、アメリカの公文書や、当時の関係者の回顧録を引用しながら検討している。

「潜在主権」条項は、アメリカが沖縄を統治する形式を以下のように定めている。

「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする²⁶²」。

「潜在主権」の意味は、この第三条と同条約の領土に関する第二条との比較から浮かびあがる。第二条では、朝鮮半島、台湾、そして樺太や千島列島に関する日本の領土主権の放棄が規定されている。例えば、第二条（a）項には、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とある。台湾の放棄に関する（b）項においても、「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とある²⁶³。こうした第二条の規定に対し、沖縄についての第三条では、日本が沖縄の「すべての権利、権原及び請求権を放棄する」とは定められていない。サンフランシスコ平和会議のアメリカ側全権代表であるダレス（John Foster Dulles）はこのことを、サンフランシスコ平和会議で次のように述べ

ている。

「いくつかの連合国は、条約で日本がアメリカのためにこれら諸島を放棄すべしと駆り立てた。また別のいくつかの連合国は、これらの諸島を日本に完全に返還すべきだと示唆した。アメリカはこうした連合国間の意見の対立に直面して、日本にこれらの島の潜在主権を維持することを許す一方で、アメリカを施政権者とする国連の信託統治制度のもとに置くことができるようにするのが最上の策であると感じた³³²。」

クラブは、アメリカの軍事戦略における沖縄の重要性を指摘し、当初、沖縄に関するアメリカ政府内の議論は、沖縄をアメリカに併合し永久に保持するか、それとも、沖縄が日本に返還されることを前提とし、無期限に長期間保持するかというものだったとする。だが、沖縄が永久に日本から分離することを避けるよう訴えた吉田茂首相の熱意から、ダレスは沖縄の主権を奪わずに、施政権だけをアメリカが行使用する「潜在主権」条項の形式を考案したという³³²。

こうしたクラブの見解に対し、アメリカ政府の公文書を活用する沖縄返還研究の第二のピークのなかで登場した宮里の研究では、むしろ日本に主権を残した「潜在主権」条項こそが、国際社会からの批判を避けながら、アメリカが沖縄を軍事的に支配するために必要不可欠だったと論じる。宮里もクラブと同様に、アメリカ政府内では当時、沖縄を完全に支配下に置くために、日本の沖縄に対する主権を放棄させる考えが存在したことを確認している。しかし、サンフランシスコ平和条約の生みの親であるダレスは、沖縄を日本から完全に分離し、アメリカに併合することはアメリカが第二次世界大戦中に掲げた領土不拡大原則に抵触すると懸念した。ソ連をはじめとした共産主義陣営の非難を受けることは容易に想像がついたし、イギリスの植民地支配から独立したばかりのインドは、沖縄をアメリカ統治下に置くことに強く反対していた。また、国連の信託統治制度によって沖縄をアメリカ統治下

に置くことも、ソ連の拒否権や信託統治理事会による監督を考えれば、軍事上の目的のために沖繩を自由に支配するという観点からはふさわしくないように思われた。そのため、ダレスは、日本に沖繩の主権を放棄させたり、信託統治制度を沖繩に適用したりするよりも、日本に沖繩の主権があることをいったん認め、そのうえで、信託統治の提案を行わないことで沖繩をアメリカ統治下に置くという「潜在主権」条項を考案したという。宮里は、「潜在主権」条項の成立には沖繩の主権喪失に反対していた日本への配慮もあっただろうが、それよりも、国際的に承認され、同時に沖繩を軍事戦略上自由に支配できるようにするためにそれが必要だったと論ずるのである³³³。

アメリカの軍事戦略上の要請を強調する宮里に対し、日本政府の働きかけの重要性を認めるのが同じく第二のピークで現れたエルドリッジによる研究である。エルドリッジも宮里と同じく、公開が進んだアメリカ政府の膨大な公文書を利用し、軍事戦略上の要請から沖繩の支配を主張する軍部と、領土不拡大原則や日本政府への配慮から沖繩の日本からの分離に抵抗する国務省の対立を詳細に描いている。また、日本政府の文書も利用し、吉田首相率いる日本政府がいかに、沖繩の主権放棄を回避するために努力したかが跡付けられている。エルドリッジは宮里が紹介するダレスの見解を、アメリカ政府内における軍部説得の文脈に位置付け直し、軍部の戦略的要請を満たすと同時に日本に沖繩の主権を残すために「潜在主権」条項を生み出したとする。かりに、日本政府からの熱心な要請がなければ、ダレスや国務省も軍部の猛烈な圧力に抗しきれず、日本政府に沖繩の主権を放棄させざるを得なかったかもしれないとエルドリッジは指摘する。エルドリッジは、その意味で、日本政府の働きかけにより、「潜在主権」というかたちではあるものの、沖繩に対する日本の主権を維持することができたという³³⁴。

宮里やエルドリッジが「潜在主権」条項の成立過程に着目するのに対して、締結された「潜在主権」条項の暫定性を強調するのが沖繩返還研究の第三のピークに登場した池宮城の研究である。池宮城は、沖繩の日本からの分離

が、サンフランシスコ平和条約が締結された一九五一年九月の時点でも、アメリカ政府内での沖縄の処遇ははつきりと定まったものではなかったという指摘する³³⁵。実際、サンフランシスコ平和条約が締結された一カ月後、沖縄統治の現地責任者であるリッジウェイ（Matthew Bunker Ridgway）民政長官は沖縄返還を勧告する文書を統合参謀本部に提出している³³⁶。ダレスも沖縄問題は、サンフランシスコ平和条約が発効し、日本が主権を回復してから、日米二国間で交渉することを予定していた³³⁷。また、アメリカが沖縄の長期保有を冷戦と関連付けて正当化した「ブルースカイ・ポジション」の発表も、サンフランシスコ平和条約締結から二年経過してからのことだった点も留意すべきだろう。池宮城は、平和条約締結の時点では必ずしも決定的ではなかったアメリカの長きにわたる沖縄統治が、なぜ始まることになったのかを分析するのである。

池宮城によれば、サンフランシスコ平和条約が締結される際に、「日本による沖縄防衛の責任負担と引き換えに沖縄米軍基地の整理・縮小が可能になる」という論理が日米の間で成立していた³³⁸。そして、そうした論理が成立していたにも関わらず、日本政府が沖縄防衛を先送りにしたことから、沖縄のアメリカ軍基地は整理・縮小されず、その結果、アメリカは基地を維持するために沖縄統治の継続を決定したという。池宮城は次のように述べる。

「日本が米国と相互防衛条約を締結しうるほどの軍事力を備えれば、沖縄防衛についても一定の責任を負えるようになる。そうなれば、米国が沖縄防衛の責任を全面的に負う必要がなくなり、排他的管理権を維持する必要性は低くなるため、沖縄の施政権については日本に返還することが可能になる。同時に、沖縄防衛について日本が果たす役割が増えれば、その分、沖縄防衛上の米国の負担が軽減するため、沖縄米軍基地の整理・縮小が論理的には可能となるのである³³⁹。」

池宮城の見解に対して、たとえば、アメリカ軍は沖縄防衛や対日防衛だけのために沖縄に駐留しているわけでは

ないといった、批判が提出されている³³²。また、池宮城の分析では、宮里が既に指摘している沖縄保有に際してアメリカが懸念していた国際社会からの批判について、十分に検討されているとは言いがたい。河野はかつて、エルドリッチによる優れた著作が出されてもなお「対日平和条約第三条と潜在主権については、まだ定説はないように思われる」とした宮里の一文の意味は残り続けると述べた³³³。現在も、この宮里の指摘には耳を傾けなければならぬであろう。

第二章 沖縄返還への道

アメリカ政府は「潜在主権」条項の規定に従って沖縄を統治したが、その主権を奪うことはなかった。他方、日本政府は、ダレスが熱心に説く集団安全保障への軍事的貢献に難色を示し、再軍備にも積極的ではなかった。そのため沖縄は、アメリカ人や一部の日本人のなかで、アジアにおける集団安全保障への日本の貢献の一部分と考えられるようになったとクラップは指摘する。サンフランシスコ平和条約の締結以降、冷戦の進展に伴い沖縄のアメリカ軍基地は発展・強化されていくこととなる³³⁴。

アメリカの沖縄統治が長期にわたると見通されたなか、一九六二年三月に公表された「ケネディ新政策」は、クラップによれば「沖縄返還への道における一里塚とみなされるべきである³³⁵」。

一九六一年一月、大統領に就任したケネディ（John Fitzgerald Kennedy）は、同盟国との関係強化に取り組んだ。日

本との関係では、一九六〇年の安保改定時に伴って発生した安保騒動を踏まえ、日本との関係改善のために、ハーバード大学の著名な日本史研究者であるライシヤワー（Edwin Olfather Reischauer）を駐日アメリカ大使に指名した。ケネディ新政権にとって安保騒動のような騒乱を再発させかねない問題として、沖縄問題は「当然の予備軍だった」とクラブは指摘する。³⁴

クラブによれば、ケネディ大統領が沖縄問題に強い関心を持つようになったのは、一九六一年六月に開催された日米首脳会談の時だった。この時、日本の首相だった池田勇人はケネディに対し、「日米関係に関する最も困難な国内問題は、琉球と小笠原諸島でアメリカ軍部の統治が継続していることである」と述べたという³⁵。

アメリカ政府は表向き、沖縄に関する日本のいかなる問いに対しても、極東に脅威と緊張が存在する限り沖縄を保持するという見解（ブルースカイ・ポジション）を示していた³⁶。だが、一九六一年には、政権交代に伴う政策の総合的な点検がなされており、前年の安保騒動の記憶もいまだ生々しく、池田による沖縄に関する問題提起は、アメリカ政府内で沖縄政策の再考につながったという³⁷。

アメリカの沖縄政策の見直しは、ケネディ大統領の特別補佐官であるカール・ケイセン（Carl Kayson）を委員長とした特別委員会（ケイセン調査団）で行われた。ホワイトハウス、国務省、陸軍省などの代表から構成されたこの委員会は、沖縄の反基地感情を和らげるために、沖縄への経済援助を増やし、沖縄住民の福祉を改善することを目指した。この目的から明らかのように、この委員会では沖縄の施政権を日本に返還する可能性について、公式には議論されなかった。返還について議論することは軍部を刺激し、沖縄への援助予算の増大のために議会で軍部の協力的な証言を得るのに適当ではなかったからである。また、ケネディは国防省や統合参謀本部と対立を深めている最中にあり、沖縄問題で軍部の機嫌を余計に損ねることは避けたかった³⁸。結果として、この特別委員会の報告書

では、軍による統治の必要性や沖縄の基地についての軍の主張に疑問が差し挟まれることはなかった。そのため、報告書の内容は統合参謀本部をはじめとした軍部の見解から外れることはなかった³⁶⁶。

それでも、クラブがケネディ政権下における沖縄政策の見直しを重視するのは、新たな沖縄政策を公表した際にケネディ自らが述べた声明のためである。ケネディは、「琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少なくする」と述べ、日本から沖縄への経済援助を制度化するとした。この声明により、アメリカが日本に沖縄の完全な主権を返還する意図があることが明白になり、「潜在主権」にもいくらかの実質が与えられたとクラブはいう。また、大統領によるこの声明では、「琉球住民に対するアメリカの責任を今までよりも効果的に果たす」と述べられており、この文言は、沖縄統治に唯一の責任を持つのは軍部であるとする主張に異議を差し挟む根拠を文官たちに与えた。国務省や軍部の文官たちは、沖縄の状況に注目し、継続的に監視するようになっていった³⁶⁷。

ところが、クラブによる「ケネディ新政策」への積極的な評価に対し、第二のピークの先行研究の評価は手厳しい。たとえば、河野は「ケネディ新政策」について、「具体的・現実的準備に関しては全く不十分なものであったと言わざるを得ない」とし、「それにもかかわらず、このように大幅な現状変更を思わせる表現を採用したことは、沖縄社会における復帰への期待を強め、復帰運動を盛り上げることとなった」という³⁶⁸。宮里は、「ケネディ新政策」は対日関係に配慮する国務省と、沖縄の軍事戦略上の必要性を重視する軍部との間の妥協の産物に過ぎなかったが、この政策を「すぐれた政治感覚」をもって実施すれば、「沖縄の復帰問題などは先に延ばすことは可能であった」という³⁶⁹。

宮里に言わせれば、沖縄現地の統治責任者は、「政治感覚に欠けた」キャラウェイ高等弁務官だった。沖縄の戦

略上の重要性を至上命題とするキャラウェイは、沖縄統治における日本政府との協力や、沖縄住民の自治権の拡大は、沖縄のアメリカ軍基地の効果的な使用に不可欠な施政権を脅かすと考えた⁸⁵⁾。この点、クラブも、ケネディ新政策の実施はキャラウェイによって挫折させられ、沖縄統治に実質的な変化をもたらすことはできなかったと述べている⁸⁶⁾。キャラウェイは「ケネディ新政策」で示された方針に逆行し、「強権的」統治を展開、沖縄住民はその統治に強く反発したとされる⁸⁷⁾。

アメリカ政府は当時、安保条約の期限を一九七〇年に控え、条約の更新を図る際に、安保騒動のような混乱が再来することを強く懸念していた（「一九七〇年問題」）。ベトナム戦争の激化とともに高まっていた日本国内の反米感情はまさに「一九七〇年問題」の予兆に見えた。また、日本人のベトナム戦争への関心の高まりは、ベトナム戦争の遂行のためにフル稼働していた沖縄に目を向けさせることとなる⁸⁸⁾。そうしたなか、沖縄住民のアメリカ統治に対する激しい反発は、日本本土の反米感情に容易に飛び火するように思われた。この時期、アメリカ政府がライシャワールの提言をきっかけに、沖縄返還の検討に向かい始めたという点は既にクラブによって指摘されている⁸⁹⁾。宮里は、その提言がアメリカ政府に受容された背景には以上のような懸念がアメリカ政府内にあったとし、その意味で「皮肉なことに復帰に最も貢献したのは、外ならぬキャラウェイ高等弁務官だった」と述べている⁹⁰⁾。

ただし、近年、河野は「ケネディ新政策」には、対日関係への配慮のみならず、国際社会からの植民地主義批判への懸念も存在していたことを指摘している。河野は、「ケネディ新政策」の公表一カ月前に、沖縄の議会に於ける琉球立法院が、アメリカの沖縄統治を植民地主義として批判し、国連全加盟国に宛てて全会一致で可決した「二・一決議」（正式名称、「施政権返還に関する要請決議」）に着目する。一九六〇年代に入り、植民地支配に苦しんだ経験を持つアジア・アフリカ諸国の国連加盟が実現し、国連総会で「植民地独立付与宣言」が採択される

など、国際社会では反植民地感情が高まっていた。こうした国々が「二・一決議」を受領すればアメリカに良い印象を持つことはなかっただろうし、ソ連を盟主とした共産主義陣営はこの決議を利用し、アメリカを痛烈に非難してくることは目に見えていた³⁶⁾。

この時、アメリカ政府は日本政府に対し、「二・一決議」の処理に際し協力を要請していたが、河野によれば、日本外務省の対応は「にべもない」ものだった。こうした日本外務省の対応は、たとえアメリカが沖縄の施政権を保持していても、沖縄問題を単独で対応できるものではないと認識させようとするものだったと河野は指摘する。

「二・一決議」後に公表された「ケネディ新政策」では、沖縄が日本の一部であることを認められたり、日本政府による沖縄援助を歓迎する姿勢が打ち出されたりしていた。「ケネディ新政策」を公表するにあたり、アメリカ政府は、国際社会からの植民地主義批判をかわすには日本政府の協力が必要であるという認識があり、沖縄がアメリカの植民地ではないことを示す動機があったと河野はいう³⁷⁾。また、「ケネディ新政策」後に沖縄返還の提言をしたライシャワーも、キャラウェイ統治への沖縄住民の反発よりも、国際社会からの植民地主義批判の恐れからその提言を行ったとする指摘もある³⁸⁾。

他方、日本側に目を向けると、この時期に日本政府は沖縄への技術支援や経済援助の拡大などを通じ、日本本土と沖縄の法制度の相違や経済格差を縮める「一体化」政策を展開していた。「一体化」政策が、国際社会からの批判をかわす意図から公表された「ケネディ新政策」によって可能になった点、そして日本政府が国際社会の批判を懸念するアメリカの弱みを把握していたことを踏まえれば、日本政府がいかなる考えを持ち、この政策を展開しようとしていたかは重要なテーマになると言えよう。だが、「一体化」政策について、公開された日本政府の一次資料を活用する第三のピークの本格的な研究は管見の限り見当たらない。当時、グローバルに進展していた脱植民地

化とアメリカの沖縄統治との関係、そして「一体化」政策を含めたこの時期の日本政府の動向は今後の検討課題として残されている。

第三章 「核抜き・本土並み」の決定

ライシャワーによる沖縄返還の提言後、クラブによれば、アメリカ政府内では沖縄返還をした場合に犠牲となる沖縄の基地機能について研究を進めるための省庁横断的な作業班（琉球作業班）が設置された。この作業班によって一九六七年九月に出された研究成果は沖縄返還の前進に重大な影響を持つものだった。琉球作業班の研究によれば、沖縄の施政権が日本に返還されることによる軍事的な問題は、核兵器の問題を除くと、空爆のための基地使用にしかなかったのである³⁶³。この研究結果が軍人、とくに統合参謀本部に明らかになったとき、彼らは返還に賛意を示す政治的議論により共感するようになった³⁶⁴。沖縄問題は「返還するかどうかではなく、いつ、そしてどのように返還するかといった議論になった³⁶⁴」とクラブは述べている。

こうしてアメリカ政府内では、沖縄返還に向けた合意形成が進みつつあったが、アメリカ政府の官僚たちからすれば、「日本人は、返還の軍事的意味や返還後の基地の地位に関する合意について議論する準備が全くできていない」と感じたという³⁶⁵。アメリカ政府は、日本政府が「核抜き・本土並み」の返還は難しいと考えていることを承知していた。だが、琉球作業班の研究から、アメリカ政府の交渉担当者たちは、沖縄問題の最適解は「核抜き・本

土並み」になると確信していたという。彼らの新たな仕事は「核抜き・本土並み」の返還が可能であることを日本側にいかに慎重に伝えるかになっていた³⁰⁵。クラブは、日本政府が「核抜き・本土並み」を返還交渉に掲げることができたのは、アメリカ側の示唆によるものであるとして次のように述べている。

「一九六八年の間、日本政府関係者は私的な会話で、返還後の基地の地位への基本的な制限は、戦略的な議論ではなく日本の世論と政治的潮流によって大部分現実的に決まると一度ならず伝えられた。こうした示唆は、形式に制限される傾向がある、高位にある二者間ではなく、中級官僚の権限で与えられた。筆者の見解は、一九六八年の後半そして一九六九年の初期に見られた日本とアメリカ政府関係者間の私的かつ非公式な意思疎通が、核抜き・本土並みの要求で進めるという日本政府の合意を生み出すことに影響を及ぼしたというものである³⁰⁶。」

一九六八年には、アメリカで民主党から共和党への政権交代が起きていたが、沖縄返還への動きは止まることはなかった。新たに大統領に就任したりチャード・ニクソン（Richard Milhous Nixon）は、沖縄問題について強い関心を持っており、ニクソンは就任後すぐに沖縄問題について検討するよう指示し、大統領就任の翌日には、沖縄問題を取り扱ったNSSM五が提出された³⁰⁷。

NSSM五の検討作業では、一九六七年以来、沖縄問題に取り組んだスナイダーやハルペリンらによって行われ、国務省、統合参謀本部、国防省の国際安全保障問題担当室の間で密接な協力関係が維持されていた。この時までには、沖縄の核兵器の戦略的重要性は統合参謀本部によって当初主張されたよりもかなり低いという見解が国防省内でも定着していた。なぜなら、大陸間弾道ミサイル技術の発達により、アメリカ本土に展開する核兵器に軍事的重要性の重きが置かれるようになっていたからである。統合参謀本部は、日本側と話し合う前に核の貯蔵権について一方的に譲歩することを拒否したが、核の貯蔵権の喪失はアジアの別の基地によって補いうることを認めていた³⁰⁸。

こうした検討作業を経て、NSM五では、核抜き返還を認める代わりに、日米安保条約の事前協議制に関する新たな理解を日本側から得るとされた。事前協議制度とは、在日アメリカ軍基地の使用に関する取り決めで、日米安保条約第六条に基づく交換公文に基づいている。この事前協議制度により、在日アメリカ軍基地からの出撃や核兵器の持ち込みの際には、アメリカ政府は日本政府と前もって協議することが定められた。当時の日本国内ではアメリカ政府との事前協議で、日本政府がアメリカ政府の申し出を拒否できないという側面が強調されていた³³。だが、協議の本来の意味からして、日本政府がアメリカ政府の申し出を検討し、協議の結果、受け入れることもあり得るのである。アメリカ政府内では、かりに、日本政府が韓国、台湾、ベトナムの状況を自らの安全保障にかかわる問題であると認めるようになれば、事前協議を通じて、これらの地域のために日本本土にあるアメリカ軍基地の柔軟な使用を認めるだろうと考えられていた。また、日本自体に深刻な脅威を感じさせる緊急事態が発生すれば、返還後の沖縄で核兵器の再配備もできるかもしれないとも考えられていたという³⁴。

沖縄返還が必要な政治的理由として、NSM五では、日本の政権を担当する自民党の佐藤派が最も親米的であり、長期間にわたる日米関係を維持する責任を最も果たしていることを挙げていた。佐藤首相は沖縄返還に政治生命をかけており、もし彼の首相時代にこれを実現できなければ、彼は自身の後継者を決定できなくなる。この時点で、返還への流れを妨げれば、既に日本と沖縄で広がっている基地に対する敵意を燃え広がらせるだけであり、アメリカ軍が完全撤退しなければなくなる日を早めるだろう。クラブは、沖縄返還問題がNSM五で日米関係の文脈で取り上げられたのは、沖縄返還の最も説得力ある言い分が、返還に失敗すれば、日米関係全体が破綻するというものだったからだという³⁵。

NSM五の研究は、一九六九年四月、国家安全保障会議に持ち込まれた。国家安全保障会議では沖縄返還に反

対する意見は出されず、沖縄返還と返還後の基地の地位が決定された。ただし、統合参謀本部が主張した核の貯蔵権については、この年に予定された佐藤首相とニクソン大統領の首脳会談における交渉に基づき、大統領によって決定されることになった。統合参謀本部にとっても、大統領の決定によるのであれば、核貯蔵権に関する主張が覆されることを受け入れやすかったという⁵³⁾。この会議後、五月二十八日にNSDM一三が出され、国務省に沖縄返還交渉に取り掛かる権限が与えられた⁵⁴⁾。以後、六月から一月まで、日米首脳会談に向けた交渉が展開されることになった。

アメリカ側は、日本政府との交渉にあたり核兵器の問題は大統領に委ねられておりとし、核兵器に関する議論を意図的に回避した。これは、核兵器の撤去を掲げる日本側に心理的に圧力を加えることで、事前協議制度の柔軟な運用を得て、韓国と台湾の問題に対する日本のコミットメントを引き出すために計算されたものだった。事前協議制度の柔軟な運用の確約を得ることなく、核抜き返還合意は、軍部にとっても議会にとっても受け入れ不可能だったとクラップは指摘する。

核兵器問題を利用したアメリカ側の交渉戦術は功を奏し、事前協議制度に関する新たな運用についての合意は九月に成立した。だが、核兵器問題は首脳会談で決定されるという建前から未だ解決を見なかった。核兵器の問題が棚上げされ続けたことにより、交渉は緊張した。ニューヨークタイムズは、「ニクソン大統領は、沖縄返還のための包括的な計画が合意されれば、沖縄から核兵器を撤去することを決定した」と、NSDM一三の内容を早くも六月三日に報道したが、日本側はこれを信頼しなかった。一月の首脳会談が目前に迫り、佐藤首相は核兵器の問題を直接ホワイトハウスと話し合うために密使（若泉敬）を派遣した。密使はキッシンジャー国家安全保障問題担当大統領補佐官と返還後の沖縄で核兵器の撤去を公式の交渉経路の裏で合意した。この合意により、佐藤首相はニク

ソン大統領と核抜き返還で交渉を妥結するという理解を、首脳会談の前に得ることとなった³⁵⁵。

こうして沖縄返還交渉は、アメリカ政府内で目論まれたように、韓国や台湾などへの日本の責任増大と「核抜き・本土並み」の条件で妥結したとクラブは述べる。クラブによって明らかにされたアメリカ政府内における「核抜き・本土並み」の決定をめぐる動向について、第二のピークの先行研究の見解は、クラブのそれと一致している³⁵⁶。我部は、クラブと同様に、アメリカ政府はリークなどを通じてその意図を日本政府に暗に伝えてきたとする。しかし、日本政府は「核抜き」は困難であるとの思い込みから、そうした情報を無視してしまったとし、我部は次のように批判する。

「日本側において、核兵器について何らかの了解を米側から取り付けるのは困難だと自ら思い込む心理的な状態が充満していた。交渉目標への柔軟な対応を自ら放棄してしまったため、米側が核撤去の意思をもっているという情報に接しても、日本の交渉者たちは無視してしまったのである。こうした『思い込み』による硬直した情況認識は、核抜きを実現するために、どのような財政的・政治的コストでも払うことに全く疑問を抱かずに自らを納得させてしまったのである³⁵⁷」。

他方、日本外交文書を活用した第三のピークの中島の研究では、日本の情報収集が高く評価されている。特に、外務省の中堅官僚である千葉一夫は、国務省だけでなく国防省にも自ら足を運び、国防省で沖縄担当の責任者だったハルペリンと親しい間柄となり、「沖縄に関する確度の高い情報を得てきた」とされる³⁵⁸。千葉は、ハルペリンから得られた情報により、「核抜き・本土並み」返還の考えを固めたという。中島は、スナイダーやハルペリンといったアメリカ側の重要な政策決定者の見解について、外務省上層部がどれだけ意識的に情報収集と分析を行っていったかについては疑問であるとし、千葉をはじめとした外務省中堅官僚は、返還交渉における重要な役割を果た

していたと述べる³²⁾。

外務省の中堅官僚らによる情報収集が重要であることは間違いない。アメリカ側が「核抜き・本土並み」を受け入れる余地があるという見込みを得ずに、日本政府がそもそも「核抜き・本土並み」を交渉方針として決定するとは考えにくいからである。ただし、千葉らが頼りにしていた情報源であるスナイダーやハルペリンといったアメリカ政府の中級官僚らは、クラブが既に指摘したように、「核抜き・本土並み」返還が可能であることを日本側に暗に伝えようとしていた。一九六九年六月のニューヨークタイムズ紙によるリークも、ハルペリンによるものだったと言われる³³⁾。

アメリカ側からすれば、「核抜き・本土並み」の返還が可能であることをはっきり伝えることは、そもそもの交渉を台無しにしてしまう。だが、沖縄返還問題に進展が見られず一九七〇年を迎えれば、安保騒動の再来という大きな政治的リスクをアメリカは背負うことになる。日本政府にどうか「核抜き・本土並み」返還が可能であることを、言質を与えずに悟らせる手段として、中級官僚を通じた情報のリークは適当だったのだろう。中堅レベルでの情報交換であれば、いざというときにその上位者によって打消しが可能だからである。クラブによる指摘を合わせて考えみたととき、外務省の中堅官僚らによる情報収集は、アメリカ側の情報操作に利用されていた側面もあったと言えるかもしれない。

日本政府による情報収集、ひいては外交手腕の是非は、沖縄返還が日本外交にいかなる意義が持ったのかという評価にも関わっている。既に紹介したように、我部は、日本政府はその「思い込み」のために、沖縄返還に際して、様々な譲歩を重ねることになったという。宮里も、アメリカ政府による「核抜き」を利用する交渉戦術は極めて効果的だったとし、交渉の局面打開のために派遣された密使・若泉敬も核密約や繊維密約など「不必要な取引を行う

ことになった」とする⁸⁸⁾。

一方、中島は、沖縄返還交渉で日本政府は「同盟国として東アジアの安全保障問題に初めて政策として関与」したとし、日本政府の主体性を高く評価する⁸⁹⁾。中島は、日本政府が韓国や台湾の有事に際して在日アメリカ軍基地の使用に前向きな態度を示したことを、日本政府自らの積極的な関与として解釈し、我部や宮里のように迫られた譲歩だったとはみなさない。また、我部や宮里が不要とした密使による核密約についても、もしそれがなければ、より大幅な譲歩を迫られた内容で外務省は別の密約を結ぶことになったかもしれないとし、若泉による交渉は日本外交にとってプラスだったとする⁹⁰⁾。財政密約や繊維密約に関しては、それらが絡み合いながら沖縄返還交渉が展開していたことを中島は認めるが、「返還合意を左右した最大の争点は安全保障問題であった」とし、この二つの密約の是非については論じていない⁹¹⁾。

だが、中島と同じく日本外務省の資料を活用した信夫が、繊維密約が沖縄返還の条件だったと強調していることまた、我部も財政密約の行方が沖縄返還を左右したと述べていることを踏まえれば、中島の諸密約に対する扱いは不十分な部分があると言わざるを得ないだろう⁹²⁾。また、アメリカ政府が「一九七〇年問題」を危惧し、安保条約のみならず日米関係の存続をも不安視していたことを踏まえれば、既に低下していた沖縄における核兵器のために核密約に固執し、そのために沖縄返還交渉を破綻させる政治的リスクを冒すというのも考えにくい。沖縄返還の最大の論点とも言える「核抜き・本土並み」をめぐる論争は、いまだ決着を見ていないように思われる。

沖縄返還めぐり先行研究における解釈の相違は、依然として残されている。日米両政府の動向をより詳細に分析することで、「核抜き・本土並み」をめぐる情報の駆け引きの是非を問い直す必要があるだろう。こうした分析は、沖縄返還交渉と諸密約との関係を再評価することにもつながる。沖縄返還交渉は今後とも取り組まれるべき重要な

研究課題であると言えよう。

おわりに

本稿は、沖縄返還の合意後およそ五〇年にわたり蓄積されてきた沖縄返還研究の動向を整理した。日米両政府の資料公開によって大きく進展を遂げてきた沖縄返還研究にみられる三つのピークの特徴をまとめると次のようになる。

第一の沖縄返還研究のピークに現れた研究は、日米両政府の公文書が公開されないなか、インタビュー調査などを駆使し、沖縄返還交渉の内実に迫ろうとした。このピークの中の代表的研究としてクラップ論文がある。クラップ論文は、沖縄返還交渉に携わったアメリカ政府の官僚らへのインタビュー調査に基づき、沖縄返還問題をめぐるアメリカ政府内の動向を明らかにした。クラップ論文は、アメリカによる沖縄の長期保有を法的に確定した「潜在主権」条項の形成、アメリカが沖縄返還の検討に向かう過程、そして「核抜き・本土並み」の決定がどのように形成されたかについて論じ、それぞれの過程におけるアメリカ政府のイニシアティブを描き出している。

第二のピークの沖縄返還研究は、アメリカ政府の公文書を活用し、沖縄返還研究の水準を着実に高めていった。第二のピークの研究が新たな史実や解釈を提示してきた一方で浮き彫りになったことは、クラップ論文による指摘の正確さである。特に、アメリカ政府が沖縄返還の検討に向かい「核抜き・本土並み」によって沖縄返還交渉を妥

結するに至る過程について、第二のピークの研究はクラブが言う通り、沖縄返還交渉はアメリカ側の目論見通り進んだとしている。概して、第二のピークの研究はクラブ論文による指摘を検証し、その妥当性を実証していると言えよう。

日本政府側の資料公開によってもたらされた第三のピークの沖縄返還研究は、これまでアメリカ側の資料から間接的にしか描かれてこなかった日本政府側の沖縄返還問題に対するイニシアティブを明らかにした。第二のピークの研究は沖縄返還交渉における日本政府の情報収集能力を批判してきたが、第三のピークの研究は外務省の中堅官僚らの尽力によってアメリカ側から「核抜き・本土並み」の決定に関する感触を掴むことができ、日本政府はそれを返還交渉方針にすることができたと擁護する。また、クラブや第二のピークの研究が、アメリカ政府の巧みな交渉により日本政府から引き出したとする事前協議制度の柔軟化についても、第三のピークの研究はそれを日本側が積極的に東アジアの安全保障問題に関与したものであると評価する。第三のピークの研究は、沖縄返還問題に対する日本側の動向を詳細にすることで、沖縄返還問題をアメリカ側に偏らない視点から把握することを可能にしたのである。

第一、第二、第三のピークの研究が日米二国間の視点から沖縄返還問題を検討するのに対し、現在の沖縄返還研究はよりその視野を広げている。例えば、アメリカの東アジア戦略の再編から沖縄返還問題を問い直す野添文彬による『沖縄返還後の日米安保―米軍基地をめぐる相克』や、韓国政府や中華民国政府の公文書を利用し、両政府にとっての沖縄返還の意義を明らかにする佐藤千尋による『沖縄返還と東アジア冷戦体制―琉球／沖縄の帰属・基地問題の変容』がある。日米関係にとどまらない視野から沖縄返還問題が検討されるようになってきている³⁸⁾。

こうした研究の流れを受けて、今後の沖縄返還研究では日米両政府以外の公文書を用いた研究が登場してくるだ

ろう。沖縄返還問題をより広い冷戦外交から検討するにあたっては、ソ連政府の公文書を利用することが望ましい。国際社会からの植民地主義批判との関連から言えば、サンフランシスコ平和条約の形成過程の時点からアメリカの沖縄保有を批判し、国際社会で脱植民地化を唱道した第三世界の雄であるインド政府の公文書を利用することも検討されるべきかもしれない。

一九六九年一月、沖縄返還の合意を見た佐藤首相は記者会見で、「戦争の結果発生した領土の状態を、平和裡の話し合いによつて（原文ママ）双方が満足する形で変更したということは、世界史上たぐいまれなこと」と世界史のなかで沖縄返還が持つ意義を強調した²⁵。今後、沖縄返還研究がますます進展するにつれ、沖縄返還の世界史的意義がより明らかになるだろう。

1 『朝日新聞』一九六五年八月一日。佐藤演説の意義については、中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』（有斐閣、二〇一二年）三七―四〇頁。

2 宮里政玄『（朝日新聞）一九六五年八月一日。初公刊は久米書房、一九八四年）二四九―二五二頁、三六五頁。

3 宮里政玄『（朝日新聞）一九六五年八月一日。初公刊は久米書房、一九八四年）二四九―二五二頁、三六五頁。

4 大田朝日『（朝日新聞）一九六五年八月一日。初公刊は久米書房、一九八四年）二四九―二五二頁、三六五頁。

5 論社『（朝日新聞）一九六五年八月一日。初公刊は久米書房、一九八四年）二四九―二五二頁、三六五頁。

6 沖繩タイムズ社、一九九八年）二三三頁。

7 大田朝日『（朝日新聞）一九六五年八月一日。初公刊は久米書房、一九八四年）二四九―二五二頁、三六五頁。

8 河野康子『（朝日新聞）一九六五年八月一日。初公刊は久米書房、一九八四年）二四九―二五二頁、三六五頁。

9 中島琢『（朝日新聞）一九六五年八月一日。初公刊は久米書房、一九八四年）二四九―二五二頁、三六五頁。

10 宮里政玄『（朝日新聞）一九六五年八月一日。初公刊は久米書房、一九八四年）二四九―二五二頁、三六五頁。

陳いを弁わどしの夕いのた向いが車一社開ラ平¹³⁷ 一合¹³⁶ 一受の
 情「う幸知務ざうて乗「家ろでのそかる“どに時大招か「ウ良幸市の妻良¹³⁵ 一取大
 に僕いきがたのざてな車イ帰ろ車に「や「うにりのかたが「ヤイとの妻良¹³⁵ 一取大
 来がき逝い車見キたはラっあ庫らし「や「うにりのかたが「ヤイとの妻良¹³⁵ 一取大
 ら新さ逝い車見キたはラっあ庫らし「や「うにりのかたが「ヤイとの妻良¹³⁵ 一取大
 れ聞つとがせヤに会「てっま。ててつた見ま「はメ「ウ平良¹³⁵ 一取大
 た記があ三つたのウけの縄らが行の「た幸かか「ン里バ「れイの良¹³⁵ 一取大
 時者あ三つたのウけの縄らが行の「た幸かか「ン里バ「れイの良¹³⁵ 一取大
 の時つ年ていだエそデの早「っ中どの市しら。パ「「「高関る梅子よは「「「「「
 こ代た目い「ろイんラ社速安「のこで「ら「な私「積は私等係梅子よは「「「「「
 と「ん「の「た「う高なツ長聞里「疑へ「姿”い「ど「代大も務よは「「「「「
 で書でお。うか等車ク級いごと問行をと。現不「は「が「安予委主婦もブ写「キ「
 すいす盆。たとのでこ務見版私み妻え「て「に「さ通長は招「し「ラ「五「年「は「業大
 。たとのでこ務見版私み妻え「て「に「さ通長は招「し「ラ「五「年「は「業大
 事「業「と「お「を「り「次「焼「を「ま「の「香「つ「し「よ「に「と「た「う「み「に「え「く「そ「語「た「し「れ「つ「て「は「て「秘「欲「平「く「書「し「良「れ「の「事「と「が「の「議「陳「員「情「時「で「代「の「す「頃「る「と「経「幸「濟「市「界「さ「の「ん「代「は「表「の「陳「方「情「々「者「が「の「立「乗「法「院「つ「て「に「

こられた車を見て、「あんな立派な車を乗り回さる方は税金を引下げて、その不足分を一般庶民から引き揚げ、載せたことがおつ、多分その記事の覚悟は、答えられたよ、から私もなる程と合点が、いえ、七つ居たの、は、平良市回想録刊行委員会編『土着の人——平良幸市伝』(文以の印刷、一九四〇年)一五一頁。
 138 宮進印「『九四〇年(沖繩)』」岩波書店、一九六六年)二〇三頁。
 139 富原保「『融カエ』」三原守保回顧録(一九六四年)一九六頁。
 140 外間「『メカウ王』」沖繩風土記、二〇一頁。
 141 宮里「『リカウ王』」沖繩風土記、二〇一頁。
 142 大田「『ラウ王』」沖繩風土記、二〇一頁。
 143 外間「『ラウ王』」沖繩風土記、二〇一頁。
 144 同右「『ラウ王』」沖繩風土記、二〇一頁。
 145 東田「『ラウ王』」沖繩風土記、二〇一頁。
 146 中野編『戦後資料』三八九頁。原文は、沖繩の帝王』二四七—二六八頁を参照。「自治神話説」の邦訳は、CLUB, AT HARBORVIEW CLUB, NAHA, ON MARCH 5, 1963, MARCH 6, 1963, HICOMRY'S SPEECH AT GOLDEN GATE CLUB, 0000105556, OPA. を参照。
 147 司法部門については「責任を引き受け、低さを批判するのにも優れた記録を持っている」としながらも、裁判官の遅延や、帝王曹二人の専門的基準の低さを批判するのにも優れた記録を持っている」としながらも、裁判官の遅延や、帝王曹二人の専門的基準の低さを批判するのにも優れた記録を持っている」としながらも、
 148 大田「『琉球新報』一九六三年三月七日。三頁、宮里「『アメリカの沖繩政策』一六四—一六八頁。」
 149 『琉球新報』一九六三年三月七日。三頁、宮里「『アメリカの沖繩政策』一六四—一六八頁。」
 150 Hitch to Chief, Civil Affairs, Department of the Army, Washington 25, D.C., May 7, 1962, Local Autonomy in the Ryukyuan Islands, 0000105557, OPA.
 151 『沖繩タイムズ』一九六四年四月二三日。
 152 Memorandum for the Record, April 26, 1963, HICOMRY'S SPEECH AT GOLDEN GATE CLUB, 0000105556, OPA.
 153 『沖繩タイムズ』一九六三年三月八日。
 154 Tokyo to Secretary of State, March 12, 1963, HICOMRY'S SPEECH AT GOLDEN GATE CLUB, 0000105556, OPA.
 155 Suterlin to Fearney, March 19, 1963, Ryukyu Islands, Jan-May, 1963, 0000105550, OPA.
 156 「自治神話」の沖繩の政党的反応は、中野編『戦後資料』三九一—三九三頁を参照。
 157 感謝状は「自治神話」の沖繩の政党的反応は、中野編『戦後資料』三九一—三九三頁を参照。
 158 「南北大東」は「自治神話」の沖繩の政党的反応は、中野編『戦後資料』三九一—三九三頁を参照。
 159 〇年六月二日「『沖繩タイムズ』」村民の土地所有認め五〇年」<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/42428> (二〇二〇年六月二日)の「沖繩タイムズ」の「自治神話」の沖繩の政党的反応は、中野編『戦後資料』三九一—三九三頁を参照。
 160 資金は、市の施策は、事業内容から推測するに、高急な事務資金に、実施されたもの思われる。高等事務官対し、高下町官の裁量で、支出される資金は、必要とする高急な事務資金に、実施されたもの思われる。高等事務官は、三万五千円(予算)の計上され、支出される資金は、必要とする高急な事務資金に、実施されたもの思われる。高等事務官援助が決定され、予算計上され、支出される資金は、必要とする高急な事務資金に、実施されたもの思われる。高等事務官三年)七七頁。
 161 Ryukyu Industrial Federation to Stephen Ailes Secretary of the Army, February 15, 1964, Gen. Caraway, Dec 1960-Aug 1964, 0000106049, OPA.
 Golden Gate Club and Okinawa Junior Chamber of Commerce to Lyndon B. Johnson President of the United States of America, December 15, 1963, Gen. Caraway, Dec

松岡の影響下にありと見なされていた。宮里政玄『アメリカの沖縄統治・基地認識・経済構想―（一九六六年）櫻澤誠』沖繩の保守勢力と「島ぐるみ」の系譜―政治結合・基地認識・経済構想―（有志舎、二〇一六年）六二頁。

190 東田「改革と自治権の矛盾」一九九頁。

191 大田『想い出を随筆にのせて』三三〇頁。

192 Memorandum for Record, June 18, 1964, OLDP Split, 0000105557, OPA.

193 「吹き荒れるキャラウェイ旋風―琉球政府の座、ゆらぐ」朝日ジャーナル一九六四年六月。

194 この会合に参加したのは、長嶺秋夫、桑江朝幸、中村眺兆、伊良波長幸、伊苺徳一、盛島明秀、上原重蔵、川旨誠、田中武助、吉元栄真。Selected Summary of Political Developments Extracted from the Press, Undated, OLDP Split, 0000105557, OPA.

195 HICOMRY OKINAWA to RUEPDA/DA WASH DC, June 16, 1964, OLDP Split, 0000105557, OPA.

196 『沖繩タイムス』一九六四年六月二十七日。

197 中野好夫、新崎盛暉『沖繩問題二十年』（岩波書店、一九六五年）一八六頁。

198 HICOMRY OKINAWA RYIS to DA, June 18, 1964, OLDP Split, 0000105557, OPA.

199 HICOMRY OKINAWA to RUEPDA/DA WASH DC, Political Developments in the Ryukyus, 1964, 0000105558, OPA.

200 HICOMRY OKINAWA to DCSOPS DA, August 13, 1964, OLDP Split, 0000105557, OPA.

201 大田『沖繩の帝王』三〇〇―三〇一頁。

202 HICOMRY OKINAWA to RUEPDA/DA WASH DC, July 28, 1964, OLDP Split, 0000105557, OPA. 反大田派の実力者である西銘順治那覇市長は、島北部の人々から反発を買っていた。大田行政主席は沖繩本島北部の頭村出身者である西銘順治那覇市長に選挙で、西銘当選のために、那覇市在住の沖繩北部出身者の票の取り集めに奔走していた。そのため、北部出身者に西銘の行動は大田への裏切りに映ったのである。Memorandum for Record, June 18, 1964, OLDP Split, 0000105557, OPA.

203 Memorandum for the Record, April 7, 1964, Political Developments in the Ryukyus, 1964, 0000105558, OPA, HICOMRY OKINAWA to RUEPDA/DA WASH DC, July 28, 1964, OLDP Split, 0000105557, OPA.

204 沖繩県祖国復興闘争史編纂委員会『沖繩県祖国復興闘争史』一八八頁。

205 阪中「沖繩自治権闘争の背景」三八頁。

206 『沖繩タイムス』一九六四年六月二十七日。

207 『琉球新報』一九六四年四月二十二日。

208 阪中「沖繩自治権闘争の背景」三九頁。

209 河野『沖繩返還をめぐる政治と外交』二二一頁。

210 Rafael Steinberg, "Our Unhappy Asia Bastion, The Washington Post, May 3, 1964. 日本語訳による紹介は、以下を参照。「行き過ぎた軍政批判をただす―ステインバーグ沖繩探訪記に反論」『世界週報』第四五巻第二五号（一九六四年六月）五〇―七四頁。

211 Rafael Steinberg, "Our Unhappy Asia Bastion, The Washington Post, May 3, 1964.

212 スタインバーグ記事の他に、アメリカ沖繩統治に批判的な珍しい記事として、「沖繩で勤務経験」を持つ元海兵隊員のインタビュー（Barton M. Biggs）による一九五八年一月二日に批判的パズ誌に掲載された、「怒れる沖繩人」があった。

213 *FRUS:1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, pp.12-13.

214 *Ibid.*

215 「行き過ぎた軍政批判をただす―ステインバーグ沖繩探訪記に反論」『世界週報』（一九六四年六月）五〇頁。

216 同右、五二頁。

あり、ステイラウベン・エイルズは、陸軍長官に就任以前、一九六一年二月から一九六四年一月まで、陸軍次官の職
 217
 多の素晴らしい政策決定をした」と興味深い評価を残している。Stephen Ailes, recorded interview by Larry J. Hackman, September 26,
 1968, p.22, John F. Kennedy Library Oral History Program. John F. Kennedy Library, Boston, MA. なお同文書は、ケネディ大統領の下記サイトよ
 り閲覧可能。 <https://www.jfklibrary.org/asset-viewer/archives/JFKOH/Ailes%20Stephen/JFKOH-SA-02/JFKOH-SA-02> (二〇二一年四月二七日ア
 218
 219 Stephen Ailes, "Our Okinawa Rule "Firm and Fair," The Washington Post, May 10, 1964.
 『沖縄タイムズ』一九六四年三月二日、河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』二九七頁。
 220 A・M・シムレンガー、中屋健一訳『ケネディ栄光と苦悩の一千日』下巻(河出書房、一九六六年)七二
 一七三頁。
 221 Sutterlin to Fearer, December 3, 1962, Political-Rukyvus, 1954-62, 0000105558, OPA.
 222 琉球新報社編『世替わり裏面史』三六一―三六三頁。
 223 Passman to Caraway, July 29, 1964, Personal Correspondence, Jan-Aug 1964, 0000098382, OPA.
 224 *JWLC*, Section 1, p. 24.
 225 Vance to Caraway, June 7, 1963, Personal Correspondence, 1963. (1/2), 0000098379, OPA.
 226 『沖縄タイムズ』一九六四年七月二八日。
 227 ケネディ政権は、一九六一年四月、キューバの社会主義政権打倒のために、亡命キューバ人に軍事的支援を与
 え、キューバ侵攻作戦を実施したが、失敗に終わった。ケネディは統合参謀本部議長として侵攻作戦を承認したレ
 ムニッツァーを批判した。Nathan S. Lowrey, *The Chairmanship of the Joint Chiefs of Staff 1949-2016* (Washington, D.C.: Joint History Office, Office of
 the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 2016), p. 93.
 228 Caraway to Meloon, November 27, 1963, Personal Correspondence, Jan-July 1964, 0000098383, OPA.
 229 Edwin O. Reischauer, *My Life Between Japan and America* (New York: Harper & Row, 1986), p. 249.
 230 『沖縄タイムズ』一九六四年八月一日。
 231 『沖縄タイムズ』一九六四年七月二八日。
 232 河野池田閣内閣期の一〇日。
 233 半澤朝彦「国内閣連とイギリス問題(一)」一八頁。
 234 田辺総監修『国際連合』二八頁。
 235 シュレジンガー「宣言」の翻訳は、岩沢雄司編『国際条約集 二〇一六』(有斐閣、二〇一六年)九七―九八
 236 頁を参照。植民地独立宣言の翻訳は、田辺総監修『国際連合』
 237 ラン植民地保有国は、棄権でその場の共和国、のくだ。棄権した国は、オーストラリア、ベルギー、ドミニカ共和国、
 238 二二九頁。 *FRUS: 1958-1960*, Vol. II, United Nations and General International Matters, (GP0, 1991), pp. 455-457.
 239 アマダガスカ(マダガスカル)、チュニジア、ソンド、イギリス、アンメカウルグアイ、カンボジア、チオピ
 領域に存在した国)、チュニジア、ソンド、イギリス、アンメカウルグアイ、カンボジア、チオピ
 領域に存在した国)、チュニジア、ソンド、イギリス、アンメカウルグアイ、カンボジア、チオピ

282 DA WSH DC to HICOMRY OKINAWA RYIS, February 8, 1962, Ryukyus Reversion, 1962 (Reversion Resolutions), 0000106054, OPA.
 283 Joint State-Defense Message to HICOMRY OKINAWA RYIS and AMEMB TOKYO (D/State, s DRAFT, as re-DRAFTED BY P. A. Neuland), February 5, 1962, Ryukyus: Reversion,
 1962 (Reversion Resolutions), 0000106054, OPA.
 284 Memorandum for Under Secretary of the Army, February 6, 1962, Ryukyus: Reversion, 1962 (Reversion Resolutions), 0000106054, OPA.
 285 C[app], * Okinawa Reversion, p.9.
 286 宮里『日米関係と沖縄』二〇六頁。
 287 球に及ぶ小笠原諸島を以て連諸大領に關し、意を交換し、池田・ケネディ會談で公表された共同声明における、進ずる
 288 がこの目的は、米國の引き出し、協力を以て、安んずる。
 289 出た。その全文は、下の通り。
 290 満喜の意は、この通り。
 291 ク・フンで、これは、経済的、社会的、政治的、文化的、教育的、
 292 基礎的責任の、琉球（沖縄）の、本邦の、友好関係の、継続、
 293 我々の責任の、琉球（沖縄）の、本邦の、友好関係の、継続、
 294 國際協力と代表として、琉球（沖縄）の、本邦の、友好関係の、
 295 日米関係の、琉球（沖縄）の、本邦の、友好関係の、継続、
 296 中心「野子池田閣内閣期」の、琉球（沖縄）の、本邦の、友好
 297 中心「野子池田閣内閣期」の、琉球（沖縄）の、本邦の、友好
 298 家全野「野子池田閣内閣期」の、琉球（沖縄）の、本邦の、友好
 299 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一七五頁。
 300 *FRUS: 1958-1960*, Vol. XVIII, Japan; Korea, p. 347.
 301 河野「池田内閣期の沖繩問題（二・完）」二三頁。
 302 New York to Secretary of State, April 25, 1962, Hoashi Petition to the U.N., 0000106049, OPA.
 303 New York to Secretary of State, May 8 1962, Hoashi Petition to the U.N., 0000106049, OPA.
 304 河野「池田内閣期の沖繩問題（一）」一九二頁。
 305 New York to Secretary of State, March 8 1962, Hoashi Petition to the U.N., 0000106049, OPA.
 306 New York to Secretary of State, March 19, 1963, HICOMRY's Speech at Golden Gate Club, 0000105556, OPA.
 307 中野編『戦後資料』四一六頁。
 308 岩沢編『國際條約集』二〇一六頁。
 309 岩沢編『國際條約集』二〇一六頁。
 310 「植民地獨立宣言と沖縄に關する國會答弁（試案）」（一九六一年一月二三日）『國連關係
 311 植民地獨立宣言
 312 同右。』（H22-018, 外務省外交史料館所蔵）。

たのか | 日本戦後交渉史の中で『沖繩問題の起原 | 戦後日米関係における沖繩 一九四五—一九五二』（名古屋
322 大学出版会、二〇〇三年）。
323 大信隆司『沖泉敬と日米密約 | 沖繩返還と日米安保体制制』（有斐閣、二〇一二年）。
324 中島琢磨『沖繩返還と日米安保体制制』（有斐閣、二〇一二年）。
325 Priscilla Clapp, *Okinawa Reversion: Bureaucratic Interaction in Washington 1966-1969*, 『国際政治』第五二卷（一九七五年五月）六一—四
326 一頁。以下、本論文を引用するときは、Clapp, p.7. というように論文タイトルを省いて引用する。
327 記 サイトで閲覧できる。 https://www.usip.org/people/priscilla-clapp (二〇二一年五月七日アクセス)。
328 河野『沖繩返還交渉と安全保障政策 | 一四四頁。』
329 岩中島雄司編『返還日米安保体制制 | 一六頁。』（有斐閣、二〇一六年）八三五頁。
330 同右。

331 「サンフランシスコ平和会議におけるダレス米代表の演説」データベース『世界と日本』
332 Clapp, p. 7.
333 宮里『日米関係と沖繩問題』第二章。宮里政玄『アメリカの沖繩政策』（ニライ社、一九八六年）第三章。
334 エルド『沖繩返還をめぐり政治外交』一六頁。宮里『日米関係と沖繩』七三—七四頁。
335 池宮三陽『沖繩返還をめぐり政治外交』一六頁。宮里『日米関係と沖繩』七三—七四頁。
336 八年）三『沖繩返還をめぐり政治外交』一六頁。宮里『日米関係と沖繩』七三—七四頁。
337 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一六頁。宮里『日米関係と沖繩』七三—七四頁。
338 池宮三陽『沖繩返還をめぐり政治外交』一六頁。宮里『日米関係と沖繩』七三—七四頁。
339 同右。

340 櫻澤誠『沖繩返還をめぐり政治外交』一六頁。宮里『日米関係と沖繩』七三—七四頁。
341 一號（二〇〇五年三月）一四五頁。
342 なお、この宮里の『沖繩返還をめぐり政治外交』一六頁。宮里『日米関係と沖繩』七三—七四頁。
343 Clapp, p. 8.
344 *Ibid.*, p. 11.
345 *Ibid.*, p. 9

346 還発言が凍結された第一の理由は、河野康子『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
347 た求の凍結された第一の理由は、河野康子『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
348 公極東の凍結された第一の理由は、河野康子『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
349 式見解。脅威の一五三張の黒雲美返還に際し、東公表れ、以後、日米共
350 同声明等で繰返し表明された。河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
351 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
352 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
353 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
354 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
355 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
356 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
357 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
358 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
359 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
360 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
361 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
362 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
363 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
364 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
365 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
366 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
367 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
368 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
369 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
370 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
371 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
372 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
373 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
374 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
375 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
376 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
377 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
378 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
379 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
380 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
381 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
382 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
383 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
384 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
385 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
386 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
387 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
388 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
389 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
390 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
391 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
392 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
393 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
394 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
395 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
396 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
397 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
398 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
399 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。
400 河野『沖繩返還をめぐり政治外交』一四五頁。

返還をめぐる政治と外交』九四頁、中島『沖縄返還と日米安保体制』九九頁。
 347 Clapp, p. 9.
 348 *Ibid.*, p. 10.
 キューバのカストロ政権倒壊を指したデイトン協定の失敗から、具体的な言及はない。だが、一九六一
 M・シュレジンガー、中屋健一訳『ケネディとスウェーデンの苦悩』(河出書房、一九六六年)三〇七―三三頁。
 349 Clapp, pp. 10-11.
 350 *Ibid.*, p. 11.
 351 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』二〇二―二〇三頁。
 352 宮里政玄『アメリケの沖繩政策』(ニライ社、一九五六一―一九五七頁)。
 353 キヤラウエーが、ケネディ新政の「実施に抵抗」したのは、軍部に「一六六六」の不信感を抱いて、四月
 があつたためである。クラッデフは言う。Clapp, p. 12.
 354 *Ibid.*
 355 同右。大田昌秀『沖繩の帝王 高等弁務官』(朝日新聞社、一九九六年)初公刊は久米書房、一九八四年)二
 四七―二六八頁。宮里『日米関係と沖繩』二四九頁。
 356 同右。『Clapp, p. 15.』
 357 河野康子『法学志林』第一期の沖繩問題四号(二〇〇七年三月)「植民地主義批判とケネディ大統領の沖繩新政策を中心に」
 358 (二・完)『法学志林』第一期の沖繩問題四号(二〇〇七年三月)「植民地主義批判とケネディ大統領の沖繩新政策を中心に」
 359 *Ibid.*
 360 拙稿「キヤラウエー高等弁務官の沖繩統治(一九六一年七月)」。『強権的統治と沖繩返還』
 361 (一・二)『キヤラウエー高等弁務官の沖繩統治(一九六一年七月)』。『強権的統治と沖繩返還』
 362 この報告書は、法学的な観点から、この報告書は、法学的な観点から、この報告書は、法学的な観点から、この報告書は、
 363 たいない。この報告書は、法学的な観点から、この報告書は、法学的な観点から、この報告書は、法学的な観点から、この報告書は、
 364 *Ibid.*, p. 25.
 365 *Ibid.*, p. 27.
 366 *Ibid.*, p. 31-32.
 367 *Ibid.*, p. 32.
 368 *Ibid.*, p. 34.
 369 *Ibid.*, pp. 34-35.
 370 渡辺『戦後日本の政治と外交』一〇八頁。
 371 Clapp, p. 35.
 372 *Ibid.*
 373 *Ibid.*, p. 36.
 374 クラッデフ論文では、この国家安全保障決定覚書が何番目にあたるかを記載していないが、日付と内容から第一
 三 号であることが分かる。FRUS: 1969-1976, Vol. XIX, Part 2, Japan, 1969-1972, (GPO, 2018), pp. 52-54.
 375 *Ibid.*, pp. 36-37.

376 抛 した
 376 細 知 紹 だ
 377 知 る 介 し
 378 中 島 『 沖 縄 返 還 と 日 米 安 保 体 制 』 三 〇、一 〇 二 頁。
 379 同 右、一 四 頁。
 380 Sarantakes, *Keystone*, pp. 168-169.
 381 宮 里 『 日 米 関 係 と 沖 縄 』 三 六 六 頁。
 382 中 島 『 沖 縄 返 還 と 日 米 安 保 体 制 』 三 五 二 頁。
 383 同 右、一 〇 二 頁。
 384 同 右、一 〇 二 頁。
 385 信 夫 『 沖 縄 返 還 と 日 米 安 保 体 制 』 三 五 二 頁。
 386 野 添 文 『 沖 縄 返 還 と 日 米 安 保 体 制 』 三 五 二 頁。
 387 と 東 ア ナ シ ョ ナ ル プ レ ス ク ラ ブ に お け る 藤 栄 作 (二 〇 一 一 年) の 内 閣 一 総 理 大 臣 演 説 日 ア ク セ ス) ス 『 世 界 と 日 本 』